

国有林野の管理及び利用に関する行政評価・監視

－レクリエーションの森を中心として－

結果報告書

平成 26 年 12 月

北海道管区行政評価局

前 書 き

我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占める国有林野は、地域特有の景観や豊富な生態系を有する森林も多く、国土の保全その他の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている。

林野庁では、昭和48年度以降、自然景観が優れ、国民の保健・文化・教育的利用の場に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として1,080か所を設定し、広く国民の利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することとしている。

北海道内においても、平成26年10月1日現在、レクリエーションの森が244か所（全国の23%）設定されており、休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教育文化施設等の整備・改修など、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季を通じて利用できるよう積極的な取組が行われているところである。

このような中、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、国有林野に対する国民の要請が多様化し、さらに、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、平成25年度から、国有林野事業が特別会計から一般会計に移行し、公益重視の管理経営を一層推進することとされた。

しかし、レクリエーションの森の多くは、設定されてから相当期間が経過し、設置された施設が老朽化しているものもみられるほか、国民各層の利用に供するという需要の変化に対応していないおそれがあり、利用者に配慮した施設の整備・維持管理等が求められてきている。

この行政評価・監視は、国有林野のうちレクリエーションの森を中心に、国民の利用の推進、利便性の向上、安全確保等を図る観点から、その設定状況、施設等の整備状況、維持管理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	2
1	レクリエーションの森の適切な維持管理	2
(1)	レクリエーションの森の制度	2
(2)	レクリエーションの森の施設の整備の方針	3
(3)	レクリエーションの森の現状	4
2	レクリエーションの森の安全性・利便性の確保	65
(1)	緊急時対応	65
(2)	ホームページによる情報提供等	68

図表目次

図1-(1)	「レクリエーションの森に係る制度の体系」	10
表1-(1)-①	「国有林野の管理経営に関する法律」(抜粋)	11
表1-(1)-②	「国有林野の管理経営に関する基本計画」(抜粋)	11
表1-(1)-③	「レクリエーションの森選定調査実施要領」	11
表1-(1)-④	「国有林野管理経営規程」(抜粋)	12
表1-(1)-⑤	「第四次国有林野施業実施計画書(渡島檜山森林計画区)」(抜粋)	13
表1-(1)-⑥	「国有林野管理経営規程の運用について」(抜粋)	14
表1-(1)-⑦	「レクリエーションの森の管理経営について」(抜粋)	14
表1-(1)-⑧	「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」(抜粋)	16
表1-(1)-⑨	「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」・別添1「レクリエーションの森」の設定の見直し方針」(抜粋)	17
表1-(2)-①	「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」・別添3「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針」(抜粋)	17
表1-(2)-②	「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」・別添4「レクリエーションの森」における森林の景観対策指針」(抜粋)	18
表1-(2)-③	「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」・別添5「レクリエーションの森」における安全対策指針」(抜粋)	19
表1-(2)-④	「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(抜粋)	20
表1-(3)-①	北海道のレクリエーションの森の設定箇所数及び面積	21
表1-(3)-②	北海道のレクリエーションの森における設定以来の経過年数	22
表1-(3)-③	調査対象レクリエーションの森の概要	23
表2	「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」・別添5「レクリエーションの森」における安全対策指針」(抜粋)	70
表2-(1)-ア	「レクリエーションの森の管理経営について」(抜粋)	72
表2-(1)-ウ	「AEDの適正配置に関するガイドライン」(抜粋)	78
表2-(2)-①	「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」・別添6「レクリエーションの森」におけるソフト対策指針」(抜粋)	81

事例表

事例1-(3)-ア-(ア)-①	レクリエーションの森の利用目的が果たせない事例（嵐山・神居）	24
事例1-(3)-ア-(ア)-②	レクリエーションの森の利用目的が果たせない事例（ウサクマイ遺跡群の森）	26
事例1-(3)-ア-(ア)-③	レクリエーションの森の利用目的が果たせない事例（漁川森水広場）	28
事例1-(3)-ア-(イ)-①	レクリエーションの森の利用目的が果たせない事例（積丹・古平海岸）	30
事例1-(3)-ア-(イ)-②-i)	レクリエーションの森の利用目的が果たせない事例（桂沢湖）	33
事例1-(3)-ア-(イ)-②-ii)	レクリエーションの森の利用目的が果たせない事例（ポロピナイ）	35
事例1-(3)-イ-①	遊歩道が歩きにくくなっているもの	36
事例1-(3)-イ-(イ)-①	危険箇所への対策が不十分なもの（赤岩）	38
事例1-(3)-イ-(イ)-②	危険箇所への対策が不十分なもの（モーラップ）	39
事例1-(3)-イ-②	危険箇所への対策が不十分なもの（情報提供不足）	40
事例1-(3)-イ-(イ)-③	危険箇所への対策が不十分なもの（吸い殻入れ）	42
事例1-(3)-イ-③-i)	利用者に対する情報提供が不十分なもの	43
事例1-(3)-イ-③-ii)	利用者に対する情報提供が不十分なもの（分岐点において誘導標識がない等）	49
事例1-(3)-ウ-①	老朽化した施設等が美観を損ねているもの	54
事例1-(3)-エ	需要動向の変化や利用者のニーズに応じた施設整備がされていない事例	59
事例1-(3)-エ-③	需要動向の変化や利用者のニーズに応じた施設整備がされていない事例（小樽海岸赤石）	61
事例1-(3)-エ-④	需要動向の変化や利用者のニーズに応じた施設整備がされていない事例（積丹・古平海岸）	63
事例2-(1)-ア-①	緊急時連絡体制の整備（緊急連絡網）	73
事例2-(1)-ア-②-i)	緊急時連絡体制の整備（連絡表示に不備があるもの）	74
事例2-(1)-ア-②-ii)	緊急時連絡体制の整備（正しい連絡先が記載されていないもの）	76
事例2-(1)-イ	通報位置の特定できる表示	77
事例2-(1)-ウ	AEDの設置状況	79
事例2-(2)-①	ホームページによる情報提供等（注意喚起）	82
事例2-(2)-②	ホームページによる情報提供等（施設閉鎖）	83
事例2-(2)-③	ホームページによる情報提供等（地域関係者ホームページ）	85
事例2-(2)-④	ホームページによる情報提供等（アクセス方法）	86

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、国有林野のうちレクリエーションの森を中心に、国民の利用の推進、利便性の向上、安全確保等を図る観点から、その設定状況、施設等の整備状況、維持管理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

2 調査対象機関

○ 調査対象機関

北海道森林管理局、石狩森林管理署、空知森林管理署、胆振東部森林管理署、上川中部森林管理署、十勝西部森林管理署、後志森林管理署、檜山森林管理署

3 担当部局

第二部第三評価監視官

4 実施時期

平成26年6月～26年12月

第2 行政評価・監視の結果

1 レクリエーションの森の適切な維持管理

通 知	説明図表番号
<p>(1) レクリエーションの森の制度</p> <p>国有林の整備、保全といった管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。）に基づき行うこととされており、その目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ることなどにより地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することとされている。この目標を達成するために、農林水産大臣は、管理経営法に基づき国有林野の管理経営に関する基本方針等を定めた「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を5年ごとに策定することとされており、直近に策定された基本計画（平成25年12月25日策定）では、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することとしている。</p> <p>レクリエーションの森は、「レクリエーションの森選定調査実施要領」（昭和47年9月1日付け47林野管第326号。最終改正平成25年3月5日付け25林国管第133号）により、森林の特徴に応じて、自然休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林及び風景林の6種類に分類され、それぞれの特徴に応じて設置すべき施設、設置基準等が定められている。</p> <p>平成26年10月現在、レクリエーションの森は全国に1,080か所設定されており、具体的には、「国有林野管理経営規程」（平成11年農林水産省訓令第2号）に基づき各森林管理局長が作成する「国有林野施業実施計画」において、レクリエーションの森の名称及び区域が定められている。</p> <p>さらに、このように定められたレクリエーションの森については、「国有林野管理経営規程の運用について」（平成11年1月29日付け11林野経第3号。最終改正平成24年12月19日付け24林国経第42号）に基づき、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めることとされている。これを受け、森林管理局長は、「レクリエーションの森の管理経営について」（昭和48年9月26日付け48林野管第173号。最終改正平成24年12月28日付け24林国管第112号）の別添1「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」（以下「管理経営方針書作成要領」という。）に基づき、レクリエーションの森ごとに、①レクリエーション利用の現状及びレクリエーション需要の動向等の現況、②レクリエーション利用の目標、施設整備の基本方針等のレクリエーシ</p>	<p>図1-(1)</p> <p>表1-(1)-①</p> <p>表1-(1)-②</p> <p>表1-(1)-③</p> <p>表1-(1)-④</p> <p>表1-(1)-⑤</p> <p>表1-(1)-⑥</p> <p>表1-(1)-⑦</p>

<p>ンの森の設定方針を記載した管理経営方針書を作成することとされており、その内容は常に実態に即するよう留意することとされている。</p> <p>このような中、レクリエーションの森の制度は昭和 48 年度に創設されて以来、相当期間が経過し、施設等の整備水準が低下する中で、利用者のニーズも変化していることを踏まえ、林野庁は、レクリエーションの森について、「量的充足」を重視するあり方から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視するあり方へと整備の方針を転換し、「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」（平成 17 年 4 月 25 日付け 17 林国業第 13 号。最終改正平成 24 年 12 月 28 日付け 24 林国管第 112 号。以下「リフレッシュ対策実施通知」という。）により、「レクリエーションの森ごとの担うべき役割や周辺の類似施設の設置状況等を勘案しながら、利用の現状及び見通し、整備の実現可能性、地元自治体はじめ地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、レクリエーションの森の設定を見直すものとする」とされており、その内容については、同通知の別添 1 「レクリエーションの森」の設定の見直し方針」において、著しく利用が少なく設定を継続する必要性が低いと認められる場合には、原則として廃止することなどとされている。</p>	<p>表 1-(1)-⑧</p> <p>表 1-(1)-⑨</p>
<p>(2) レクリエーションの森における施設の整備の方針</p> <p>レクリエーションの森の施設については、リフレッシュ対策実施通知の別添 3 「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針」（以下「施設の配置整備技術指針」という。）に基づき、自然環境の保全との調和に配慮しつつ適切な整備を行うとの趣旨の下、①遊歩道、標識類、トイレ等の基礎的な施設については、利用者のニーズに応じてその充実を図ること、②多様で幅広い利用者層を念頭におき、それにふさわしい施設の整備を行うこととされている。</p> <p>さらに、レクリエーションの森を利用する者が優れた自然の中でゆとりや満足を実際に体験・享受できるようにするため、リフレッシュ対策実施通知の別添 4 「レクリエーションの森」における森林の景観対策指針」に基づき、眺望エリアの整備や林内活動のための森林の景観整備に当たって、「既存の施設が周囲の景観と調和していない場合には、形態及び意匠の改修、施設の撤去等を行うこと」とされている。</p> <p>また、優れた森林空間を提供する「レクリエーションの森」において、利用者の多様な体験活動を念頭におき、安全で安心して活動できるよう、リフレッシュ対策実施通知の別添 5 「レクリエーションの森」における安全対策指針」（以下「安全対策指針」という。）により、地域の実情に応じて、安全に関する情報提供、事故防止措置、事故処理措置、補償措置等について、関係者が協働して安全管理に関する措置を講じていくこととされている。同指針では、森林管理署等及び地域関係者（地</p>	<p>表 1-(2)-①</p> <p>表 1-(2)-②</p> <p>表 1-(2)-③</p>

<p>方公共団体、それ以外の施設設置・管理者等)は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて、施設の状況を点検することとされている。</p> <p>また、点検の時期は、①レクリエーションの森の利用者が増加し始める時期の前、②豪雨・台風等により施設等の被害などが予想されるとき、③利用者やサポーターから施設の異常に関する情報提供があったときに行うこととされている。さらに、点検の対象としては、①林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等の施設、②施設又は施設利用者に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木・枯枝等としている。</p> <p>なお、レクリエーションの森内には、森林管理局が自ら設置する施設のほか、地方公共団体や民間事業者等が森林管理署等と国有林野の貸付契約又は使用契約を締結するか、使用許可を受けて設置した施設が存在しており、これらの施設が所在するレクリエーションの森については、その契約書等の中で、施設設置・管理者に対し使用・管理状況に関する実地調査等に係る義務、維持保全義務、安全確保義務等が課されている。</p>	<p>表 1-(2)-④</p>
<p>(3) レクリエーションの森の現状</p>	
<p>平成 17 年 4 月に発出されたリフレッシュ対策実施通知に基づき、北海道森林管理局は、291 か所全てのレクリエーションの森について見直しを行った結果、これまで 47 か所 (16.2%) を統廃合し、26 年 10 月現在、244 か所となっている。</p>	<p>表 1-(3)-①</p>
<p>しかしながら、現在設定されている 244 か所のレクリエーションの森についても設定されてから数十年経過しており、当初の設定方針と現状がかい離していること等も想定される。</p>	<p>表 1-(3)-②</p>
<p>このようなことから、今回、21 か所のレクリエーションの森の整備、利用の状況等について調査した結果、次のようなものがみられた。</p>	<p>表 1-(3)-③</p>
<p>ア レクリエーションの森の特徴がかいされていない事例</p>	
<p>レクリエーションの森内の施設において特徴がかいされていないなど設定方針と現状がかい離していると思われる事例が次のとおりみられた。</p>	
<p>(ア) 北海道森林管理局が管理する施設等の状況</p>	
<p>① 遺跡をレクリエーションの森の特徴の一つとして位置付けているが、遺跡の存在自体を案内しておらず、また、遺跡が雑草におおわれその存在も確認できない状態になっているなど、遺跡跡地の確認が困難となっているもの (嵐山・神居自然休養林〈ストーンサークル地区〉)</p>	<p>事例 1-(3)-ア-(ア)-①</p>
<p>② 2 地区にわたり設定されているレクリエーションの森のうちの 1 地区について、案内板等が設置されておらず、自然観察教育の場として利用されていない状況となっているもの (ウサクマイ遺跡群の森自然観察休養林)</p>	<p>事例 1-(3)-ア-(ア)-②</p>

<p>③ 治山施設の見学及び川沿いの散策をレクリエーションの森の特徴の一つとして位置付けているが、遊歩道のほとんどの区間及び園地が雑草の繁茂により不明となっており、利用できる状況となっていないもの（漁川森水広場風致探勝林）</p>	<p>事例 1-(3)-ア-(ア)-③</p>
<p>(イ) 地方公共団体が管理する施設等の状況</p>	
<p>① 遊歩道が雑草の繁茂により頂上にまで到達するのが困難になっているほか、展望園地からの景観も望めない状態となっているもの（積丹・古平海岸風景林〈丸山岬地区〉）</p>	<p>事例 1-(3)-ア-(イ)-①</p>
<p>② レクリエーションの森の利用目標としてキャンプ利用を設定しているが、キャンプ場が長期間閉鎖され、使用されていない状況となっているもの（桂沢湖風致探勝林、ポロピナイ風致探勝林）</p>	<p>事例 1-(3)-ア-(イ)-②-i)、②-ii)</p>
<p>イ 利用者の利便性や安全性が確保されていない事例</p>	
<p>レクリエーションの森内の施設において、利用者の利便性や安全性が確保されていない事例が次のとおりみられた。</p>	
<p>(ア) 北海道森林管理局が管理する施設の整備状況</p>	
<p>① 遊歩道が歩きにくくなっているもの 遊歩道の上に傾斜木等があつて歩行を妨げており、利用者が安全に自然探勝やハイキングをできないおそれのあるもの（2事例（利根別自然休養林、茂辺地自然観察教育林）</p>	<p>事例 1-(3)-イ-①</p>
<p>② 危険箇所への安全対策が不十分なもの 崩落している橋梁や木道の一部が破損している遊歩道があるにもかかわらず、入口の案内板等に通行止めの表示がなく、危険等を認識させるための情報提供が不足しているもの（2事例（嵐山・神居自然休養林、茂辺地自然観察教育林）</p>	<p>事例 1-(3)-イ-②</p>
<p>③ 利用者に対する案内表示等の情報提供が不十分なもの i i) レクリエーションの森の入口に総合的な案内標識が全く設置されていない、ii) レクリエーションの森内の総合案内板において、コース間の距離や所要時間、トイレなどの設置されている施設が記載されていない、iii) 総合案内板の内容が適切でないものなど利用者への情報提供が不足又利用者に誤解を生ずるおそれのあるもの（5事例（国見山自然観察教育林、カムイコタン自然観察教育林、茂辺地自然観察教育林、インクラの滝風景林）</p>	<p>事例 1-(3)-イ-③-i)</p>
<p>ii 遊歩道等の分岐点において、誘導標識がない又は誘導標識が傾いている等、利用者が散策ルートを迷うおそれのあるもの（4事例（ポロト自然休養林、茂辺地自然観察教育林、インク</p>	<p>事例 1-(3)-イ-③-ii)</p>

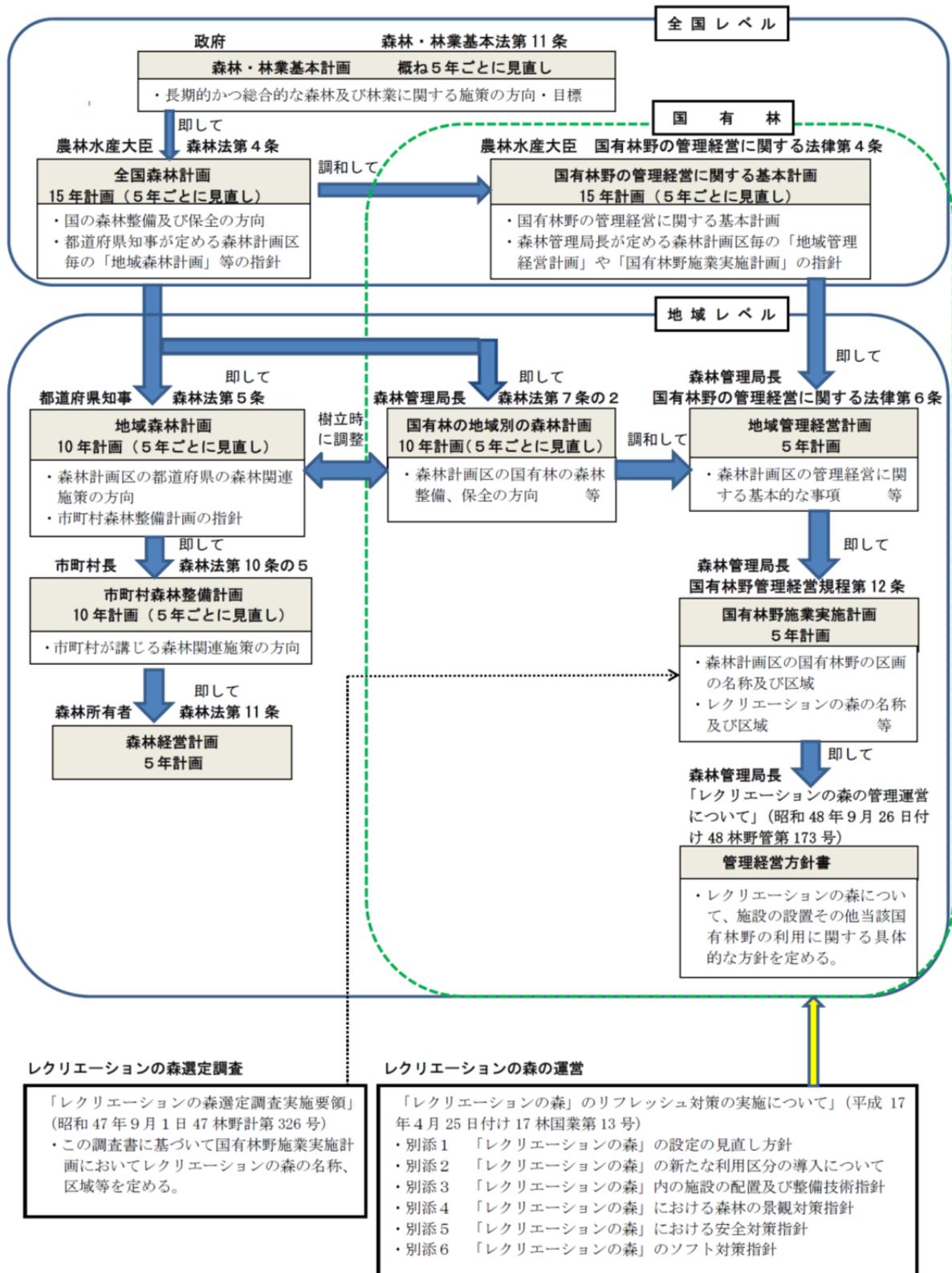
<p>ラの滝風景林))</p> <p>(イ) 地方公共団体が管理する施設の整備状況</p> <p>① 遊歩道が歩きにくくなっているもの</p> <p>遊歩道上に傾斜木があつて歩行を妨げており、利用者が安全に自然探勝やハイキングをできないもの（1事例（モーラップスポーツ林）</p> <p>② 危険箇所への安全対策が不十分なもの</p> <p>i 崖地の危険箇所に多くの人が立ち入った形跡があるものの、手すりや安全柵等がなく転落のおそれのあるもの（1事例（小樽海岸赤岩風景林）</p> <p>ii 崖地に設置されている安全柵が一部崩壊又は未設となつており利用者の安全確保が十分ではないもの（1事例（モーラップスポーツ林）</p> <p>iii 一部が崩落等している遊歩道があるにもかかわらず、入口の案内板等に通行止めの表示がなく、危険等を認識させるための情報提供が不足しているもの（2事例（利根別自然休養林）</p> <p>iv 山火事の防止の観点から原則として設置しないものとされている吸い殻入れが、森林に囲まれている展望所に設置されたままになっているもの（1事例（えにわ湖自然の森自然観察教育林）</p> <p>③ 利用者に対する案内表示等の情報提供が不十分なもの</p> <p>i 案内板の文字がはげて判読が困難となっているもの（2事例（利根別自然休養林、えにわ湖自然の森自然観察教育林）</p> <p>ii 遊歩道等の分岐点において、誘導標識がない又は誘導標識が傾いている等、利用者が散策ルートを迷うおそれのあるもの（2事例（利根別自然休養林、えにわ湖自然の森自然観察教育林）</p> <p>ウ 老朽化した施設等が周囲の景観と調和していない事例</p> <p>レクリエーションの森内で、老朽化した施設が放置されているなど環境美化の確保が図られていない事例が次のようにみられた。</p> <p>(7) 北海道森林管理局が管理する施設の整備状況</p> <p>○ 老朽化した施設等が美観を損ねているもの</p> <p>i ベンチ、テーブル等の施設が崩壊又は苔むして使用できなくなっているもの（5事例（嵐山・神居自然休養林、国見山自然観察教育林、茂辺地自然観察教育林）</p>	<p>事例1-(3)-イ-①</p> <p>事例1-(3)-イ-(イ)-①</p> <p>事例1-(3)-イ-(イ)-②</p> <p>事例1-(3)-イ-②</p> <p>事例1-(3)-イ-(イ)-③</p> <p>事例1-(3)-イ-③-i)</p> <p>事例1-(3)-イ-③-ii)</p> <p>事例1-(3)-ウ-①</p>
--	--

<p>ii 使用不能な焼却炉が錆びたまま放置されているもの（1事例（恵山自然休養林））</p> <p>iii 支柱が折れ曲がり屋根の一部が大きく下に傾いており、使用禁止としている東屋が放置されているもの（1事例（上川浮島風景林））</p> <p>iv 立入禁止のまま放置されている展望台散策路入口の休憩所（1事例（ニセコ・神仙沼自然休養林））</p> <p>(イ) 地方公共団体が管理する施設の整備状況</p> <p>○ 老朽化した施設等が美観を損ねているもの</p> <p>i ベンチ、テーブル等の施設が崩壊又は苔むして使用できなくなっているもの（4事例（利根別自然休養林））</p> <p>ii 水を貯めて森林防火用として使用していたドラム缶が壊れたまま放置されているもの（1事例（利根別自然休養林））</p> <p>iii 施設を取り替えた後の残骸が放置されているもの（1事例（インクラの滝風景林））</p> <p>上記のような事例が生じている背景としては、次のようなことが考えられる。</p> <p>① レクリエーションの森の設定自体が多く、維持管理すべき老朽化した施設等が大量に存在している一方で、職員数の減（平成 25 年度 4 月 1 日時点における職員数は平成 17 年度と比べおよそ 2 割減少）により、北海道森林管理局が管理しているレクリエーションの森の点検に当たっては、職員 1 人当たりの点検範囲が広がりレクリエーションの森内の全ての施設を点検することが困難となっているほか、財政面から見ても平成 25 年度の予算総額は 3,160 万円で、地元市町村管理の施設はあるもののレクリエーションの森（244 か所）1箇所当たりの経費は 13 万円程度となっていること。</p> <p>② また、これらの施設の点検の頻度や点検項目などの点検に関する具体的な方法や施設の整備、修繕、撤去等を行うための順位付けなど維持管理に関する具体的な方針や計画等が明確となっていないこと。</p> <p>③ 地方公共団体等が管理しているレクリエーションの森については、地方公共団体等が実施した点検及びその措置結果を十分把握していないこと。</p> <p>エ 需要動向の変化や利用者のニーズに応じた施設整備がされていない事例</p> <p>レクリエーションの森は、「施設の設置整備技術指針」において、</p>	<p>事例 1-(3)-ウ-①</p>
--	---------------------

<p>遊歩道、標識類、トイレ等の基礎的な施設については、利用者のニーズに応じて充実を図るほか、多様で幅広い利用者層にふさわしい施設の整備、必要に応じたユニバーサルデザインの導入を図ることとされているが、調査対象としたレクリエーションの森において、次のような事例がみられた。</p> <p>① 自然探勝を楽しみながら植生、野鳥などの観察や森林の働きなどを学ぶことができるとして児童や高齢者等が多く利用するレクリエーションの森の中で、トイレが全く設置されていないものや、設置されている研修施設等に和式トイレしかないものなど、児童や高齢者等のニーズに応じたトイレの設置や更新が望まれるもの（国管理施設 1 事例（国見山自然観察教育林）、市町村管理施設 1 事例（えにわ湖自然の森自然観察教育林））</p> <p>② 身体障害者を含め幅広い利用者が訪れるレクリエーションの森の中で、身体障害者用駐車場及び身体障害者用トイレを設置しているが、当該駐車場からトイレまでの通路が急勾配のほか、トイレが設置されている建物の入口に段差があり、その入口の扉も開き戸になっているなど、身体障害者が単独で利用することが困難となっているもの（市町村管理施設 1 事例（恵山自然休養林））</p> <p>また、レクリエーションの森については、レクリエーション利用の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が常に実態に即するよう留意するものとされており、需要動向の変化に応じた施設整備が求められている。</p> <p>さらに、「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の一部改正等に伴う管理経営方針書の変更について」（平成 20 年 5 月 20 付け北海道森林管理局国有林野課長事務連絡）において、「管理経営方針書は、長期的（おおむね 10 年）な見通しの上に立って作成されるが、地域管理経営計画が 5 年ごとに樹立され、その時点には、レクリエーションの森についても更に以後 10 年間の将来動向を勘案の上見直しが行われることとなる」とされている。</p> <p>今回、調査対象としたレクリエーションの森のうち管理経営方針書が 10 年以上も更新されていないものについて、管理経営方針書における需要動向と実態とを対比したところ、次のような事例がみられた。</p> <p>③ 小樽海岸赤岩風景林に係る管理経営方針書では、平成 6 年の更新時、「平成 3 年度の利用者は約 2 万人であるが、近年、遊歩道からの海岸景観が人気を呼んでおり、今後ハイカーでますます賑わいを見せる」と予想して施設計画等が策定されていたが、その後、海岸側のトンネルが開通したほか、当該レクリエーションの森から見る</p>	<p>事例 1-(3)-エ</p> <p>事例 1-(3)-エ</p> <p>事例 1-(3)-エ-③</p>
---	---

<p>風景がマスコミで紹介されていることから観光客が大幅に増加し、駐車場、トイレ等施設の更新等が必要と考えられるもの</p> <p>④ 積丹・古平海岸風景林に係る管理経営方針書では、平成6年の更新時、「平成4年の年間約60万人の利用者が積丹半島周遊国道の開通（平成7年開通予定）で増加」と予想して施設計画等が策定されていたが、その後、周遊国道は開通し大幅に利用者が増加しており、トイレ等施設の更新等が必要と考えられるもの</p> <p>このような事例が生じている原因としては、施設の整備に関する具体的な基準がない中、実際の整備に当たり、利用者に配慮した十分な検討を行ってこなかったことに加え、レクリエーション需要の動向の変化に対する情報収集の不足、施設利用者等から情報を収集する取組等が不十分なことが考えられる。</p> <p>したがって、北海道森林管理局は、レクリエーションの森の維持管理を適切に行い、その設置目的とする広く国民に開かれた利用に供することにより森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活を実現する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① レクリエーションの森について、i) 維持管理に係る体制や予算等を踏まえつつ、廃止を含む設定の在り方並びに整備及び維持管理の在り方に関する基本的な方針等を明確にするとともに、ii) 当該方針の実効性を確保するため、例えば、施設の点検頻度や点検項目等を内容とする点検基準や、点検で不備等が見つかった施設について、危険度等を踏まえた、整備の程度、整備時期やその優先順位等を内容とする維持管理基準等を明確にした上で、iii) 点検や維持管理等に関する具体的な実施計画を作成すること。</p> <p>② 上記①の実実施計画に基づき実施する点検等の結果を踏まえ、個々のレクリエーションの森について、必要に応じて関係地方公共団体等と協議、連携の上、利用者ニーズの動向等を踏まえつつ、レクリエーションの森としての設定の継続の必要性を判断すること。</p> <p>③ その結果、レクリエーションの森としての設定を見直すこととしたものについては、廃止、区域の変更等必要な措置を講ずるとともに、設定を継続するものについては、点検基準や維持管理基準等に基づき、施設の維持管理を適切に実施すること。</p>	<p>事例1-(3)-エ-④</p>
--	--------------------

図1- (1) レクリエーションの森に係る制度の体系



(注) 林野庁の資料に基づき作成した。

表 1-(1)-① 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）〈抜粋〉

（国有林野の管理経営の目標）

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

（管理経営基本計画）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画（以下「管理経営基本計画」という。）を定めなければならない。

（注）下線は当局が付した。

表 1-(1)-② 国有林野の管理経営に関する基本計画（平成 25 年 12 月 25 日策定）〈抜粋〉

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(2) 公衆の保健のための活用の推進

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することとする。

（注）下線は当局が付した。

表 1-(1)-③ 「レクリエーションの森選定調査実施要領」（昭和 47 年 9 月 1 日付け 47 林野管第 326 号。最終改正：平成 25 年 3 月 5 日付け 25 林国管第 133 号）〈抜粋〉

2 調査事項

(1) 現況 （略）

(2) 保健休養のための施策の方針 （略）

(3) レクリエーションの森として整備すべき国有林野の区画 （略）

(4) 管理経営の方針

(1)及び(2)を踏まえ、レクリエーションの森として整備すべき国有林野ごとに、次の事項に配慮するなどにより、それぞれの特徴に応じた設置すべき施設のタイプ及び設置の基準、目標とする森林の構成等について取りまとめる。なお、国土の保全、水質源の涵養及び自然環境の保全に関し特に留意すべき事項があれば併せて取りまとめる。

ア 自然観察教育林

(ア) 自然観察等に必要な歩道、案内板、展示施設等を適切に配置すること。

(イ) 野生動植物の観察や自然探勝を目的とする場合は、林床の植物の成育に必

要な照度の確保、採餌木の植栽、巣箱の設置等動植物の生息・成育環境の維持・形成に努めること。

- (ウ) 林業生産活動のモデルとする場合は、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置とするよう配慮しつつ、資源の循環利用林における管理経営に準じて取り扱うこと。

イ 森林スポーツ林

- (ア) キャンプ場、クロスカントリースキーのコース、サイクリングロード等の野外スポーツに供する施設を森林との一体性が確保されるよう配置すること。

- (イ) 森林内において快適なスポーツを楽しめるよう、特に施設周辺の林分について明るく変化に富み開放的で親しみやすい森林の維持造成に努めること。

ウ 野外スポーツ地域

- (ウ) 各種スポーツ施設、宿泊施設等を利用者の規模、地況等に応じて適切に配置すること。

- (エ) 施設周辺の林分については、イの(イ)に準ずることとするほか、地形、施設の種類・形態等に応じ、防風や土砂の流出の防備等の機能が適切に確保されるものとする。

エ 風景林

地域における自然的条件に加え、周辺の地形や地物との関係、当該景観の文化的意義等を考慮し、特徴的な自然景観の維持・形成に努めること。

オ 風致探勝林

- (ア) 探勝、散策、滞在等に必要の遊歩道、あずまや、展望台等の休養施設、案内標、宿泊施設等を適切に配置すること。

- (イ) 森林内における快適な心身の休養に資するよう、湖沼、溪谷等との一体的な美的環境の維持、施設周辺の林分における風致の維持に努めること。

カ 自然休養林

ゾーン区分ごとに、アからオまでに準じて取り扱うこと。

(注) 下線は当局が付した。

表 1-(1)-④ 国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）〈抜粋〉

(計画の細目等)

第 12 条

2 国有林野施業実施計画においては、次の事項を定めなければならない。

- (1) 国有林野の区画の名称及び区域
- (2)(3)(4)(5)(6) 略
- (7) レクリエーションの森の名称及び区域
- (8) 略

(注) 下線は当局が付した。

表1-(1)-⑤ 「第四次国有林野施業実施計画書（渡島檜山森林計画区）」（平成22年3月30日、北海道森林管理局）〈抜粋〉

6 レクリエーションの森の名称及び区域						
種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	備考
渡島森林管理署						
自然休養林	美利河・二股自然休養林(風景ゾーン)	既設	709.87	別表参照	森林、湖、温泉等レクリエーション資源が良好に保全されている。これらの資源を活かし、登山、ハイキング、ピクニック、自然探勝、自然観察、温泉浴等四季を通じた利用が行われている。	
	駒ヶ岳自然休養林(風景ゾーン)	既設	1267.64	別表参照	活火山の雄大な山容と湖沼の調和が美しく、登山自然探勝に最適である。	
	狩場山自然休養林(風景ゾーン)	既設	413.79	別表参照	自然環境の保全に重点を置き、レクリエーションの森にふさわしい保健休養林、自然科学、情操教育の場としての利用を図る。	
	恵山自然休養林(探勝ゾーン)	既設	433.39	別表参照	活火山の特異な山容等、登山ハイキング等に最適である。	保健機能森林に該当する森林
森林計画区計		4箇所	2,824.69			
檜山森林管理署						
自然観察教育林	茂辺地自然観察教育林	既設	160.35	別表参照	景勝地である盤の沢を核として森林内の散策路や樹木園が整備され函館近郊の市民が森林とふれあう場所として親しまれている。近年バリアフリーの森林散策路の整備を実施したところであり、これらの資源を活かして幅広い層を対象に自然観察や自然探勝の場としての利用が見込まれる。	
森林計画区計		1箇所	160.35			
渡島森林管理署						
野外スポーツ地域	七飯・大沼野外スポーツ地域	既設	148.70	別表参照	都市近郊に所在し雪質が良好で、交通機関及び道路が整備されている。	
	美利河スキー場野外スポーツ地域	既設	124.73	別表参照	冬季のスキー利用を主体としているが、春から秋の三シーズンはパークゴルフ等の野外スポーツ、また林内の自然探勝等レクリエーションの利用をしている。	
森林計画区計		2箇所	273.43			

表1-1-⑥ 「国有林野管理経営規程の運用について」(平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通達)〈抜粋〉

25 第13条第5項について

- (1) レクリエーションの森の選定は、「レクリエーションの森選定調査実施要領について」(昭和47年9月1日付け47林野計第326号林野庁長官通達)に基づく調査等に従って行うものとする。
- (2) レクリエーションの森については、国有林野施業実施計画に即し、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通達)に基づき、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるものとする。

(注) 下線は当局が付した。

表1-1-⑦ 「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号。最終改正：平成24年12月28日付け24林国管第112号)〈抜粋〉

別添1

レクリエーションの森管理経営方針書作成要領

第2 管理経営方針書の作成

森林管理局長は、「国有林野管理経営規程の運用について」(平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通達)の24に基づき、レクリエーションの森について、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるときは、次により管理経営方針書を作成するものとする。

なお、管理経営方針書の主な内容については、「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」(平成11年1月29日付け11林野経第4号林野庁長官通達)に基づき地域管理経営計画書及び国有林野施業実施計画書にも必要事項を記載するものとする。

1 作成の単位

管理経営方針書は、地形、交通条件、レクリエーション利用の形態等からみて有機的に関連した地域を形成し、同一の管理経営方針書を作成することが適当と認められるレクリエーションの森(以下「森林レクリエーション地区」という。)ごとに作成するものとする。

2 作成又は変更

(1) 作成

森林管理局長は、レクリエーションの森が選定されたとは、速やかに管理経営方針書を作成し、その写しを林野庁長官に提出するものとする。

(2) 変更

ア 森林管理局長は、レクリエーション需要の動向等に変動があったため、必要と認めるときは、管理経営方針書を変更することができるものとする。

イ 管理経営方針書を変更した場合は、速やかに必要な図面等を添えて林野庁長官に提出するものとする。

3 記載事項

管理経営方針書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 現況

ア レクリエーションの森の名称、位置及び面積

イ 地況及び林況

ウ 交通条件、水利状況、電気通信施設その他公共施設の状況等

エ レクリエーション利用の現状及びレクリエーション需要の動向等

オ 自然公園の指定その他法令による制限の状況

(2) 管理経営の基本方針

ア レクリエーション利用の目標

イ 新たな利用区分に関する基本方針

ウ 施設の整備・維持管理の基本方針

エ 森林の景観対策等の基本方針

オ 安全対策に関する基本方針

カ 受益者負担の収受及び活用に関する基本方針

キ ソフト対策に関する基本方針

ク 整備・管理体制に関する基本方針

4 作成又は変更上の留意事項

管理経営方針書は、利用者の快適な利用及び安全の確保、国土の保全、自然の保護、環境及び風致の保全形成、地域の振興等に十分配慮するとともに、「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について（平成17年4月25日付け17林国業第13号林野庁長官通達。以下「リフレッシュ対策要領」という。）に定める指針等を踏まえ作成するものとし、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 保安林、自然公園等法令上の制限のある森林レクリエーション地区については、当該法令上の制限の趣旨を尊重すること。

(2) 施設の種類及び設置場所は当該国有林野内に設置することがふさわしいもので十分なサービスが見込まれるものとすること。

(3) 施設の数、規模等は、適正な利用が見込まれるものとすること。

(4) 施設の設置に当たり開発行為を伴う場合は、「開発行為を伴う国有林野事業の実施上の取扱いについて」（昭和49年10月31日付け49林野計第483号林野庁長官通達）の別紙1及び2に準じて取り扱うものとする。

(5) 「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行に伴う国有林野の取扱いについて」（平成2年5月16日付け2林野経第34号林野庁長官通達）の規定に基づく保健機能森林に該当する森林における開発行為等については、森林の保健機能の増進に関す

る特別措置法（平成元年法律第71号）第6条第3項各号の要件に準じて取り扱うものとする。

(6) レクリエーションの用に供する施設は、別表に定める軽微な施設を除き、レクリエーションの森の区域以外に設置しないものとする。

(7) 自然休養林、スキー場、野営場等別紙に掲げる通達に規定する施設の設置その他利用の方針については、この通達に定めるもののほか、当該通達に定めるところによるものとする。

(8) 管理経営方針書の作成に係る森林レクリエーション地区におけるレクリエーション利用が他の森林管理局の国有林野におけるレクリエーション利用と関連する場合には、当該森林管理局と緊密な連絡をとりつつ作成すること。

5 様式

管理経営方針書は、別紙様式の例により作成するものとする。

6 点検

森林管理局長は、レクリエーション需要の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が常に実態に即するよう留意するものとし、地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、当該地域管理経営計画に係る管理経営方針書の内容について全面的な検討を行うものとする。

(注) 下線は当局が付した。

表1-(1)-⑧ 「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について（平成17年4月25日付け17林国業第13号。最終改正：平成24年12月28日付け24林国管第112号）〈抜粋〉

第1 基本的な考え方

1 今後、魅力ある「レクリエーションの森」の実現に向けて本対策を進めていくに当たっては、「レクリエーションの森」の置かれた現状を踏まえ、これまでの「量的充足」を重視するあり方から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視するあり方へと方針転換することを旨として、次の取組を積極的に推進していくものとする。

(1) これまで全国で1,200を超える「レクリエーションの森」を設定してきたところであり、民有林の類似施設を含めると量的に飽和状態にある。こうした状況の下、著しく利用の低位な地区や今後の整備・維持管理が期待できない地区等が存在していることから、「レクリエーションの森」ごとの実情を十分踏まえ、廃止を含めて設定自体の見直しを行うものとする。

(2) 略

2 略

第2 略

第3 設定の見直し

森林管理局長は、別添1「「レクリエーションの森」の設定の見直し方針」に基づ

き、「レクリエーションの森」ごとの担うべき役割や周辺の類似施設の設置状況等を
勘案しながら、利用の現状及び見通し、整備の実現可能性、地元自治体はじめ地域関
係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見
直すものとする。

表 1-(1)-⑨ 「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」(平成 17
年 4 月 25 日付け 17 林国業第 13 号。最終改正：平成 24 年 12 月 28 日付け 24
林国管第 112 号)・別添 1 「レクリエーションの森」の設定の見直し方針〈抜
粋〉

第 1 (略)

第 2 具体的な見直し方針

「レクリエーションの森」の設定の見直しは、地元自治体をはじめ幅広い地域関係
者、参画する事業者等の意見を十分勘案するとともに、各地域の振興計画等との調整
を図りつつ、以下に基づき行うものとする。

1 次の事項のいずれかに該当する場合(次の 2 によりタイプ区分を変更する場合を除
く。)には、「レクリエーションの森」の廃止、単独施設化、区域の変更又は統合を
検討するものとする。

(1) 「レクリエーションの森」の主要なアクセス道の路線変更等によって、当該地区
の設定目的が消失していると認められる場合には、原則として廃止すること。

(2) 現に利用が著しく低位にある地区であって、

ア 周辺に類似施設が整備されている等、設定を継続する必要性が低いと認めら
れる場合には、原則として廃止すること。

イ 地元自治体やこれまで管理等を担ってきた関係団体が特に設定を継続するこ
とを期待しない場合には、必要に応じて廃止すること。

(以下、略)

(注) 下線は当局が付した。

表 1-(2)-① 「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」(平成 17 年
4 月 25 日付け 17 林国業第 13 号。最終改正：平成 24 年 12 月 28 日付け 24 林国
管第 112 号)・別添 3 「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術
指針〈抜粋〉

第 1 趣旨

優れた自然の中でゆとりと満足を実際に体験・享受できるようにしたいとする利用
ニーズに即して、「レクリエーションの森」の施設の配置及び整備技術の指針を定め、
自然環境の保全との調和に配慮しつつ当該施設の適切な整備を行うものとする。

第 2 基本的事項

「レクリエーションの森」の施設の配置及び整備は、次を基本として行うものとする。

1 施設の配置の考え方

- (1) 利用者の望ましい体験活動を念頭におき、想定される利用形態、利用の動向、利用者の年齢・体力等と設置後の維持管理の可能性に応じて、適切な種類、設置量、規模を決定すること。
- (2) 自然環境の保全との調和に十分配慮して過度の施設等の整備を回避し、慎重に個別位置を決定すること。
なお、遊歩道、標識類、トイレ等の基礎的な施設については、利用者のニーズに応じてその充実を図ること。

(注) 下線は当局が付した。

表1-(2)-② 「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」(平成17年4月25日付け17林国業第13号。最終改正：平成24年12月28日付け24林国管第112号)・別添4「レクリエーションの森」における森林の景観対策指針〈抜粋〉

4 林内活動のための森林の景観整備

(1) 実施箇所を選定

実施箇所は、次の事項を満たす箇所の中から特に森林の景観整備を行うことがふさわしい箇所を選定するものとする。

ア 林内活動の対象となる森林のうち、次のいずれかの事項に該当する箇所であること。

(ア) 当該地方の特色ある自然環境等であって、小中学生に対する環境教育を実施する等、森林・林業等に対する普及啓発に適した箇所

(イ) 森林を主体としたスポーツ、体験活動その他の野外活動の場として適した箇所

(ウ) 関係行政機関、地元自治体等から環境教育、野外活動等のための景観対策の要望がある箇所

(エ) 別添6「「レクリエーションの森」のソフト対策指針」に基づき活動プログラム等が行われている又は今後行われる予定である箇所

イ 現に遊歩道等が整備されている又は今後整備が予定されている箇所

ウ 現に相当程度の利用者がある又は対策を行うことにより相当程度の利用者の増加が見込まれる箇所

(2) 景観整備

(1)の選定箇所を対象にして、自然環境の保全との調和に十分配慮の上、必要に応じて次の措置を行うものとする。

ア 林内見通しや健全性を確保するため、林床整理、除間伐、枝払い等を行うこと。

イ 遊歩道等周辺において、危険木の伐採等を行うこと。

ウ 森林の内景観の形状、色彩の多様化を図る必要がある場合には、花木や紅葉木等の導入、育成を行うこと。

エ 「見る」と同時に「感じる」ことができる林内空間を提供するため、野生鳥獣、林床に自生する郷土植物等の保護・保全を行うこと。

- オ 利用者が野外活動等を行うため、オープンスペース等の設置を行うこと。
- カ ベンチ、休憩施設、標識類等の設置を行うこと。
- キ 既存の施設が周囲の景観と調和していない場合には、形態及び意匠の改修、施設の撤去等を行うこと。

(注) 下線は当局が付した。

表1-(2)-③ 「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」(平成17年4月25日付け17林国業第13号。最終改正:平成24年12月28日付け24林国管第112号)・別添5「レクリエーションの森」における安全対策指針(抜粋)

第3 事故防止措置

1 施設等点検の実施

森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて、次により施設の状況を点検するものとする。

(1) 点検の実施者

点検に当たっては、次の者が連携又は役割分担をして、点検するものとする。

ア 森林管理署等、地元自治体、それ以外の施設設置・管理者及び施設を設置・管理している民間事業者等

イ 協議会が設置されている場合には、協議会構成員及び森林管理署等

(2) 点検の時期

点検は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 当該「レクリエーションの森」の利用者が増加し始める時期の前。

イ 豪雨・台風等により施設等の被害などが予想されるとき。

ウ ア、イ以外で都度実施する場合として、利用者やサポーターから施設の異常に関する情報提供があったとき。

(3) 点検の対象

ア 林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等の施設

イ 施設に隣接する森林内において、施設又は施設利用者に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木及び枯枝等

ウ その他落石、崩壊等の発生地及びそのおそれのある箇所の把握

(4) 点検方法

点検は、別紙1「施設等点検表」、別紙2「施設等点検表別表」を活用し、目視等により行うこと。

(5) 留意事項

ア 上記(3)の点検対象のほか、クマ、ハチ等の動物との遭遇による事故を防止するための出現情報についても併せて把握に努めること。

イ 枯損木、枯枝等危険木の判別のため、できる限り樹木医等専門知識を有する者の協力を得て技術修得機会の確保に努めること。

(注) 下線は当局が付した。

表1-(2)-④ 「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年3月15日付け54林野管第96号、最終改正：平成26年4月1日付け25林国管164号)〈抜粋〉

○別紙様式(第3の11関係) 国有林野無償貸付契約書

(実地調査等に係る義務)

第8条 甲は、貸付物件につき、随時、実地に調査し、使用・管理状況(状況写真を含む。)その他の事項について報告を求め又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

2 乙は、前項に定める調査を拒み、報告を怠り、又は指示に違反してはならない。

(貸付物件の維持保全義務)

第10条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。
- (2) 貸付物件の形質を変更(指定された用途に供するために行う場合を除く。)すること。
- (3) 貸付物件又はこれに設置する施設に広告物その他これに類するものを設置又は掲示すること。
- (4) 貸付物件に設置した施設の屋根、壁面及び塀並びに橋、鉄塔、その他これに類するものの色彩又は材質を変更すること。

(安全確保義務)

第13条 乙は、第3条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設(第4項において「貸付物件等」という。)を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき(第10条から第12条までの定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。)は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

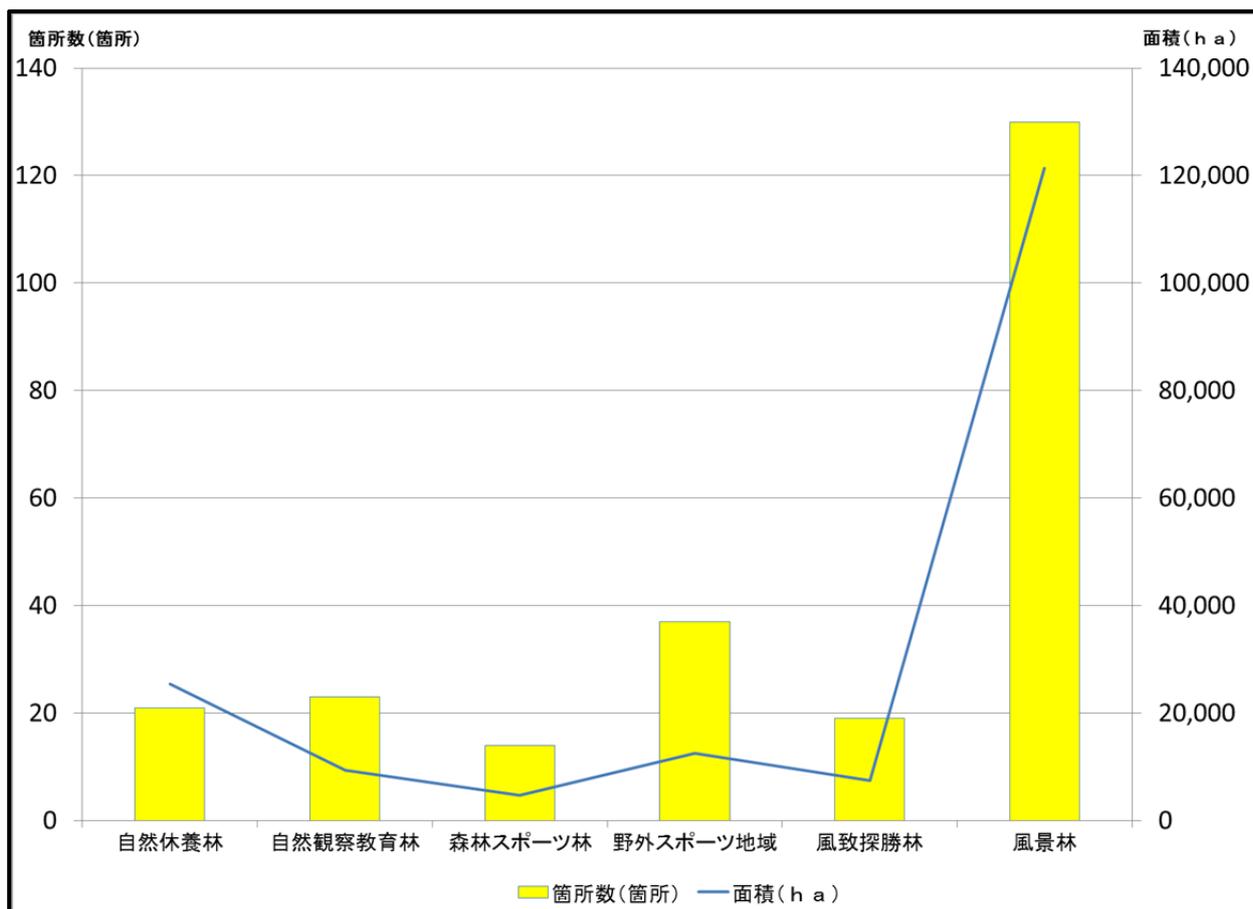
4 乙は、貸付物件若しくはその周辺の国有林野又は当該国有林野に所在する立木その他の地上物件に起因して、貸付物件等を利用する第三者又は貸付物件に損害(当該貸付物件等を利用する第三者がその利用に付随して、一時的に近接する周辺の国有林野に立ち入った際に発生した損害を含む。)を与えたときには、その賠償のすべての責を負わなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

表 1-(3)-① 北海道のレクリエーションの森の設定箇所数及び面積

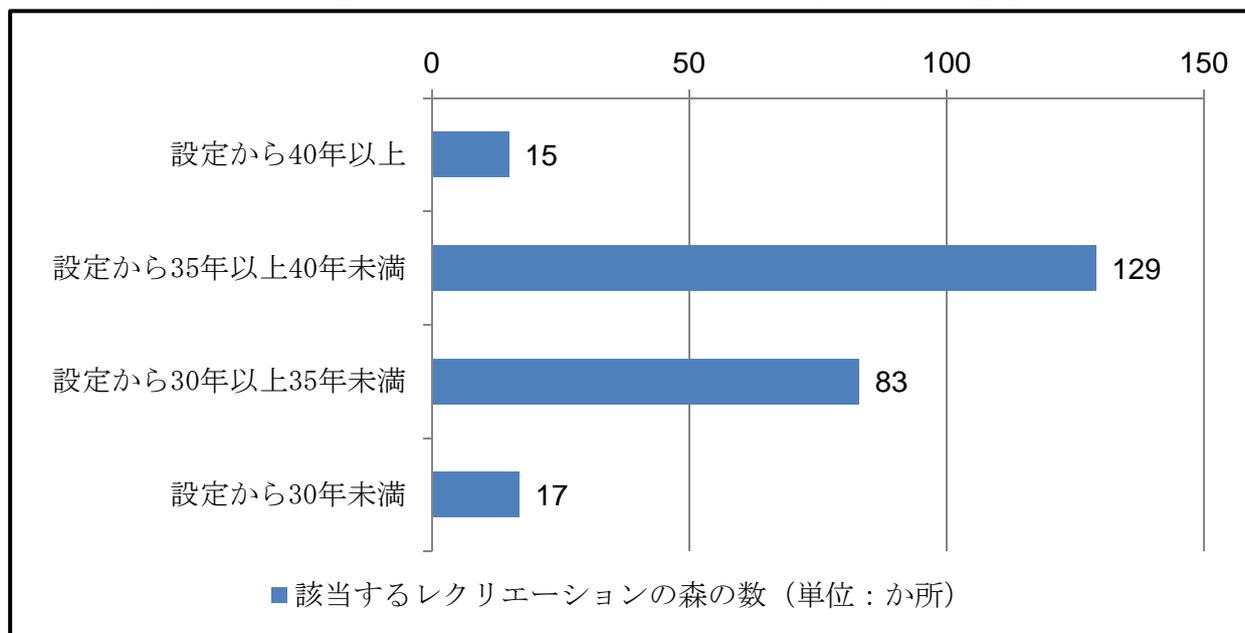
種 類	森林の内容	箇所数及び面積
自然休養林	森林を主体とした風景の優れた地域で、自然探勝、登山、キャンプ、スキー、ハイキング、温泉浴など多様な森林レクリエーションを楽しむことができる。	21 か所 約 2 万 5,000ha
自然観察教育林	自然教育に適している森林で、自然探勝を楽しみながら植生、野鳥などの観察や森林の働きなどを学ぶことができる。	23 か所 約 9,000ha
森林スポーツ林	森林とふれあいながらスポーツを楽しめる地域で、キャンプ、フィールドアスレチック、サイクリングなどアウトドアライフを楽しむことができる。	14 か所 約 5,000ha
野外スポーツ地域	雄大な自然と新鮮な空気に浸り、スキー、スノーボード、テニスなどのスポーツを楽しむことができる。	37 か所 約 1 万 3,000ha
風致探勝林	山岳、湖沼、溪谷等が一体となった美しい自然景観の探勝を楽しめる森林で、遊歩道等を利用して、様々な樹木、四季折々の自然の織りなす彩りを楽しむことができる。	19 か所 約 7,000ha
風景林	名所、旧跡等と一体となっている景勝地を形作ったり、展望台等から眺望される美しい森林。	130 か所 約 12 万 1,000ha
計	—	244 か所 約 18 万 ha

(注) 当局の調査結果による。



(注) 当局の調査結果による。

表1-(3)-② 北海道のレクリエーションの森における設定以来の経過年数



(注) 当局の調査結果による。

表1-(3)-③

調査対象としたレクリエーションの森の概要

No.	名 称	種 類	面 積 (ha)	主 な 施 設
1	利根別	自然休養林	363.8	遊歩道、誘導標識
2	ポロト	自然休養林	395.7	遊歩道、
3	嵐山・神居	自然休養林	1,104.3	歩道（橋梁）
4	ニセコ・神仙沼	自然休養林	2,743.7	歩道、休憩所
5	恵山	自然休養林	433.4	施設内の全体案内、身体障害者用トイレ
6	ウサクマイ遺跡群の森	自然観察教育林	459.6	自然観察歩道
7	えにわ湖自然の森	自然観察教育林	217.3	総合案内板、歩道、吸い殻入れ、ふれあいセンター
8	豊平峡ダム	自然観察教育林	394.5	遊歩道、園地
9	国見山	自然観察教育林	65.7	施設内の全体案内、ベンチ
10	カムイコタン	自然観察教育林	223.2	バイオトイレ
11	茂辺地	自然観察教育林	160.4	歩道、木橋、施設内の全体案内、誘導標識
12	モーラップスポーツ林	野外スポーツ地域	1,482.4	自然観察遊歩道
13	ポロピナイ	風致探勝林	417.3	キャンプ場
14	漁川森水広場	風致探勝林	159.7	治山施設、遊歩道、園地
15	桂沢湖	風致探勝林	137.8	キャンプ場
16	千歳	風景林	250.9	なし
17	恵庭溪谷	風景林	1,539.6	なし
18	小樽海岸赤岩	風景林	433.9	遊歩道
19	積丹・古平海岸	風景林	655.1	トンネル
20	インクラの滝	風景林	27.1	歩道、展望台
21	上川浮島	風景林	601.6	歩道、東屋

（注）当局の調査結果による。

事例 1-(3)-ア-(ア)-①

件名	レクリエーションの森の特徴が生かされていない事例（嵐山・神居）		
森林管理署名	上川中部森林管理署	関係レクリエーションの森（種類）	嵐山・神居（自然休養林）
施設等の概要			
施設名	遊歩道（ストーンサークル線）	所在地	旭川市
施設概要 規模等	遊歩道 幅 1.50m 延長 1,740m	管理者	上川中部森林管理署
事例内容の説明			
<p>1 嵐山・神居自然休養林の特徴</p> <p>嵐山・神居自然休養林は、ハイキング、ピクニック、自然探勝、眺望景観、遺跡、伝説の探求等を楽しむ日帰り型で、自然に親しむ憩いの森として数多くの人々に利用されている。</p> <p>嵐山・神居自然休養林のうち神居地区は、旭川駅から14～19 kmの距離にあり、古くから風光明媚な景勝地として知られている。</p> <p>同地区は、昭和27年に先住民の穴居である「神居古潭ストーンサークル」が発掘されており、当該レク森の特徴とされている。このストーンサークルは、長軸3 m、短軸2.8mの北西－南東に向かってほぼ長方形を呈し、周縁大小21個の石を立て、石の内側には深さ12m、長軸1.28m、短軸1.62mの長方形の穴が掘られ穴の上部は積石で埋められている。</p> <p>2 嵐山・神居自然休養林（ストーンサークル線）の利用状況</p> <p>(1) レクリエーションの森への案内表示</p> <p>遊歩道（ストーンサークル線：幅員1.50m、延長1,740m、）が設置されているが、遊歩道の入口にその旨の案内板等が設置されていないため、当該地区がレクリエーションの森として設定されていることがわからない状態となっている。</p> <p>(2) 遺跡等の案内表示</p> <p>ストーンサークルが存在する場所は、これを示す表示がなく、樹木や雑草が繁茂していることからストーンサークルを確認することができない状態となっている。</p> <p>(3) 遊歩道等の施設</p> <p>遊歩道の周辺には樹木が生い茂り、頂上付近においても景観を望むことができない状態となっている。</p> <p>※「神居古潭ストーンサークル」について（旭川市のホームページ等から）</p> <p>旭川市神居古潭ストーンサークル遺跡は、神居山にあります。戦後すぐに、一部が調査されましたが、平成2年の調査で、遺跡の主要部分の表土を剥いで配石の状態を確認して全容がわかりました。配石の構造は、大形の板状角礫をすき間なく立て並べたり、大形の棒状礫を間隔をあけて立て並べて区画するものや、棒状礫を連ねて立て並べたものなど全部で10群にわけられていま</p>			

す。配石の状態を確認するのが目的の調査であり、配石の下は発掘していませんが、調査の際に3点ばかりの土器片、黒曜石の剥片が確認されています。土器の文様から縄文時代後期中頃のもので、このストーンサークルが使用された時代もこの時代と考えられます。本遺跡は共同墓地として営まれたと考えられています。

(関係写真)

遊歩道の入口に案内板等が設置されていないため、当該地区がレクリエーションの森として設定されていることがわからない状況となっている。



遊歩道の周辺には樹木が生い茂り、頂上付近においても景観を望むことができない状況となっている。



ストーンサークルが存在する場所は、これを示す表示がなく、樹木や雑草が繁茂していることから確認することができない状況となっている。



事例 1-(3)-ア-(7)-②

件名	レクリエーションの森の特徴が生かされていない事例（ウサクマイ遺跡群の森）			
森林管理署名	石狩森林管理署	関係レクリエーションの森（種類）	ウサクマイ遺跡群の森（自然観察教育林）	
施設等の概要				
施設名	自然観察歩道		所在地	千歳市
施設概要規模等	自然観察歩道	幅 3.0m 延長 15,355m	管理者	石狩森林管理署
事例内容の説明				
<p>1 ウサクマイ遺跡群の森自然観察教育林の特徴</p> <p>道道支笏湖公園線の国有林の入口に位置するミズナラ、センノキ等の大径木の天然林及びトドマツ、アカエゾマツ等の人工林が交わる丘陵地の一部を含み、縄文早期からアイヌ文化にいたる先住民の集落跡があり、昭和 54 年に史跡「ウサクマイ遺跡群」（146 ha）として指定されている。</p> <p>2 レクリエーションの森の利用状況</p> <p>○ レクリエーションの森の入口への案内表示</p> <p>ウサクマイ遺跡群の森自然観察教育林には、国道を隔て 2 地区にわたり設定されている。2 地区のうち位置において設置されている自然観察歩道は、国有林の作業道に位置付けられており、一般人の積極的な利用がなされていないほか、当該入口には案内板等が設置されておらず、散策等で訪れる人への情報提供が不足している。</p> <p>※「ウサクマイ遺跡群」について（千歳市ホームページから）</p> <p>市内から約 5 キロメートル、支笏湖に向かう途中に全国の「名水百選」に選ばれた内別川があります。全長 2.5 キロメートルと、小さな河川です。この川の周辺に人々が暮らし始めたのは約 7000 年前の縄文時代早期からです。以後、続縄文、擦文、アイヌ文化期から近代にいたるまで、川辺には先人たちの足跡が数多く残されてきました。内別川流域の 20 ヶ所の遺跡を囲む地域と千歳川右岸のウサクマイ C 遺跡の合計 146 ヘクタールが史跡として保護されています。国指定史跡：昭和 54 年 5 月 23 日指定</p>				

(関係写真)

自然観察歩道の入口には案内板等が設置されておらず、散策等で訪れる人への情報提供が不足しており、遺跡の存在自体が分からない状況となっている。



事例 1-(3)-ア-(7)-③

件名	レクリエーションの森の特徴が活かされていない事例（漁川森水広場）		
森林 管理署名	石狩森林管理署	関係レクリエーションの森 (種類)	漁川森水広場 (風致探勝林)
施設の概要			
施設名	治山施設、園地、東屋、遊歩道		所在地 恵庭市
施設概要規模等	治山施設① 治山施設② 園地 東屋 遊歩道	コンクリート床固 12 か所 丸太積護岸工 894m 1 棟 幅 1.5m 延長 1,570m	管理者 石狩森林 管理署
事例内容の説明			
<p>1 漁川森水広場風致探勝林の特徴</p> <p>漁川森水広場風致探勝林は、国土の保全と行楽者への憩いの場の提供を目的とした治山施設の設置とその見学及び川沿いの散策の用に供するため遊歩道、東屋等の整備が行われた。</p> <p>2 漁川森水広場風致探勝林の利用状況</p> <p>(1) 遊歩道、園地</p> <p>治山施設の見学及び川沿いの散策の用に供するための遊歩道が設置されたが、樹木や雑草が繁茂してほとんどの区間で遊歩道が確認できない。また、園地についても、雑草の繁茂により機能していないなど維持管理がほとんど行われていない状況となっている。</p> <p>(2) 治山施設</p> <p>治山施設として、コンクリート床固(注)12か所のほか、丸太積護岸が894mにわたり設置された。これら治山施設は、その本来の機能を果たすと同時に、土砂や樹木に覆われている。(治山施設としての機能発揮中)</p> <p>(注)床固(とこがため)河底の土砂が削られるのを防ぐため河川を横断して設けられる工作物</p>			

(関係写真)

樹木や雑草が繁茂してほとんどの区間で遊歩道が確認できない状況となっている。



園地についても雑草の繁茂により機能していないなど維持管理がほとんど行われていない状況になっている。



事例 1-(3)-ア-(イ)-①

件名	レクリエーションの森の特徴が生かされていない事例（積丹・古平海岸）		
森林管理署名	石狩森林管理署	関係レクリエーションの森（種類）	積丹・古平海岸＜丸山岬地区＞（風景林）
施設等の概要			
施設名	遊歩道、広場、園地	所在地	積丹町
施設概要規模等	遊歩道 幅 1.5m 延長 1,700m 草原広場 2 ha 丸山展望園地 1.22 ha	管理者	北海道（後志総合振興局）
事例内容の説明			
<p>1 積丹・古平海岸風景林の特徴</p> <p>積丹・古平海岸風景林は、ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園に所在し、日本海沿岸の断崖絶壁、奇岩と紺碧の海が絶景である。</p> <p>この風景林は、海岸線に沿って帯状に所在し、海を中心とした観光、自然探勝、釣り、海水浴、避暑、キャンプ場等休養の場として広く利用されている。</p> <p>2 積丹・古平海岸風景林（丸山岬地区）の利用状況</p> <p>(1) レクリエーションの森への入口</p> <p>入口の隣にある温泉施設の従業員も分からないほど入口までの通路が雑草で覆われており、それを分け入った場所に北海道が設置したとみられる「丸山自然歩道」の看板があるが、レクリエーションの森としての表示はない。</p> <p>その看板の横に設置されているトイレの入り口は閉鎖され、屋根や外壁は崩壊して補修されておらず長期間使用されていない状況となっている。</p> <p>(2) 遊歩道等の施設</p> <p>積丹・古平海岸風景林（丸山岬地区）に設置された遊歩道は、進行方向や分岐点が見えないほど雑草が繁茂していることにより頂上に到達するのが困難となっているほか、安全柵等も壊れたまま放置されている。また、歩行の妨げとなる傾斜木等も放置されているなど、長期間、維持管理が行われていない状況となっている。</p> <p>また、丸山展望園地も周囲に木が繁茂し眺望が悪く、景観が望めないものとなっている。</p>			

(関係写真)

入口までの通路が雑草で覆われており、それを分け入った場所に北海道が設置したとみられる「丸山自然歩道」の看板があるが、レクリエーションの森としての表示はない状況となっている。



設置されているトイレの入り口は閉鎖され、屋根や外壁は崩壊して補修されておらず長期間使用されていない状況となっている。



遊歩道は、進行方向や分岐点分からないほど雑草が繁茂している状況となっている。



安全柵等は壊れた状況となっている。



歩行の妨げとなる傾斜木等も放置されているなど、長期間、維持管理が行われていない状況となっている（烽火所頂上）。



※「丸山烽火所跡」について（北海道が設置したとみられる案内版から）

「この烽火所は、標高 192m にあり、西辺の警備のため、寛政 2 年（1790 年）頃松前藩の命により、古平場所請負人岡田弥三治（8 代）が岩盤を直径 2 m、深さ 3 m に掘り、その上に薪を 5 m 四方に高さ 3 m に積み置き、郡内の異変、又は異国船を発見した時これに火を放ち烽火を挙げ、美国、余市方面へ知らせ、更に松前へ急使をたて防備に当たったものである。」

事例 1-(3)-ア-(イ)-②-i)

件名	レクリエーションの森の特徴が生かされていない事例（桂沢湖）			
森林管理署名	空知森林管理署	関係レクリエーションの森（種類）	桂沢湖 （風致探勝林）	
施設等の概要				
施設名	桂沢キャンプ場	所在地	三笠市	
施設概要 規模等	管理事務所	1棟	15.5 m ²	管 理 者 三笠市
	野外炉	2基	100 m ² ・87.5 m ²	
	炊事場	2基	200 m ² ・.49 m ²	
	焼却炉	1基	20 m ²	
	便所	1棟	60 m ²	
	污水浄化槽（含污水管）		133 m ²	
	照明施設	8基		
	ケビン	5棟	60 m ²	
	キャンプ場		24,115 m ²	
	フリーキャンプ場		11,240 m ²	
	駐車場		2,740 m ²	
事例内容の説明				
<p>1 桂沢湖風致探勝林の特徴</p> <p>桂沢湖風致探勝林は、桂沢ダム湖（昭和32年完成多目的ダム、周囲約60km）に隣接する地域で、周囲は森林に囲まれ、富良野芦別道立自然公園に指定されている。</p> <p>空知森林管理署は、桂沢湖風致探勝林について、「キャンプ、ハイキング、自然探勝等で近隣市町村の住民に利用されており、一般国道452号、道道岩見沢三笠線も整備されていることから利用者は安定的に確保されると思われる。」としている。</p> <p>2 桂沢湖風致探勝林の利用状況</p> <p>○ キャンプ場等の施設</p> <p>桂沢湖風致探勝林に設置されている桂沢キャンプ場は、平成22年以降、隣接する林地の斜面が土砂崩れ等の危険があるとの理由で閉鎖されている。現在、土砂崩れ防止等の工事の予定もないことからキャンプ場再開の目途は立っていない。</p>				

(関係写真)

入口に設置された案内板



立入禁止となっている入口



閉鎖された管理棟



閉鎖されたトイレ



閉鎖された水飲み場



事例 1-(3)-ア-(イ)-②-ii)

件名	レクリエーションの森の特徴が生かされていない事例 (ポロピナイ)			
森林管理署名	石狩森林管理署	関係レクリエーションの森 (種類)	ポロピナイ (風致探勝林)	
施設等の概要				
施設名	キャンプ場	所在地	千歳市	
施設概要 規模等	管理事務所	1 棟	48 m ²	管 理 者 千歳市
	炊事場	2 基	25 m ² ・25 m ²	
	便所	2 棟	89 m ² ・36 m ²	
	キャンプ場		24,115 m ²	
	フリーキャンプ場		10,500 m ²	
	駐車場		2,500 m ²	
事例内容の説明				
<p>1 ポロピナイ風致探勝林の特徴</p> <p>ポロピナイ風致探勝林は支笏洞爺国立公園に指定され日本最北の不凍湖である支笏湖北岸に位置する森である。恵山岳の登山口、名勝オコタンペ湖があり多くの人々が立ち寄る行楽地となっている。</p> <p>2 ポロピナイ風致探勝林キャンプ場の利用状況</p> <p>ポロピナイ風致探勝林に設置されたキャンプ場は、炊事場、便所等の施設の老朽化により利用客数が低下傾向にあったこと、老朽化した施設の修繕の予定がないこと等から、平成 21 年度以降閉鎖されている。</p> <p>また、平成 26 年 9 月の大雨により、ポロピナイ風致探勝林の入口からキャンプ場への連絡道路が損壊し車両や人の通行ができない状況となっているが、復旧の見通しが立っていない。</p> <p>(関係写真)</p> <p>閉鎖されたキャンプ場において連絡道路が損壊している状況となっている。</p>				
				

事例 1-(3)-イ-①

件名	遊歩道が歩きにくくなっているもの			
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
1	利根別自然休養林	現地点を示したNo.12 の案内板からNo.19 の案内板の間に傾斜木が2か所でみられ、遊歩道が歩きにくくなっている。	空知	空知

(関係写真) 現地案内板No.12 からNo.19 の間の傾斜木等



2	茂辺地自然観察教育林	杉林コースに1本、ドングリコースに2本の傾斜木がみられ、遊歩道が歩きにくくなっている。	檜山	檜山
---	------------	---	----	----

(関係写真) 杉林コースの傾斜木



ドングリコースの傾斜木 (2か所)



3	モーラップ スポーツ林	モーラップ観察路内に傾斜木がみられ、遊歩道が 歩きにくくなっている。	石狩、 胆振 東部	石狩振 興局
<p>(関係写真) モーラップ観察路内の傾斜木</p> 				

(注) 森林管理署名は、略称としている(「石狩」は「石狩森林管理署」を示す等)。以下、同様とする。

事例 1-(3)-イ-(イ)-①

件名	危険箇所への対策が不十分なもの（赤岩）		
レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
小樽海岸赤岩風景林	赤岩峠駐車場から下赤岩山の山頂に向かう途中に、人が頻繁に立ち入った跡のある 2メートル程の急斜面がある。遊歩道に安全柵等がないため、容易に急斜面を登ることができるが、登ると崖となっており、転落のおそれがある。	石狩	後志総合振興局

(関係写真)

人が頻繁に立ち入った跡（急斜面）



急斜面を登ると、写真のとおり、崖となっており、転落のおそれがある。



事例 1-(3)-イ-(イ)-②

事例	危険箇所への対策が不十分なもの（モーラップ）		
レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
モーラップスポーツ林	崖地に設置されている安全柵が一部崩壊又は未設置で利用者の安全確保が十分でない状況がみられた。	石狩	石狩振興局

(関係写真)適切に安全柵が設置されている箇所 安全柵が設置されていない箇所



安全柵が一部崩壊している箇所



事例 1-(3)-イ-②

件名	危険箇所への対策が不十分なもの（情報提供不足）			
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
1	利根別自然休養林	現在地を示すナンバーが表記された 26 か所の案内板のうち、3 か所で通行止めとなっている箇所の表記がされておらず、危険箇所への対策が不十分な状況がみられた（No. 6、No.11、No.21 の案内板）。	空知	岩見沢市

（関係写真）

適切に通行止め箇所を表記している案内板 通行止め箇所を表記していない案内板の例



2	利根別自然休養林	A コースに崩落している橋梁があるが、入口の案内板等に通行止めの表示がなく、危険箇所への対策が不十分な状況がみられた。	空知	岩見沢市
---	----------	---	----	------

（関係写真）

崩落している橋梁

崩落している橋梁（拡大）



3	嵐山・神居 自然休養林	通行止めとなっている橋梁があるが、入口の案内板等に通行止めの表示がなく、危険箇所への対策が不十分な状況がみられた。	上川 中部	上川中部
---	----------------	---	----------	------

(関係写真)

橋梁の倒壊により通行止めとなっている箇所 橋梁の倒壊により先にいけない状況



4	茂辺地自然 観察教育林	見晴らし憩いの場のバリアフリー散策路及び川遊び広場のバリアフリー散策路において木道の一部が破損しており、危険箇所への対策が不十分な状況がみられた。	檜山	檜山
---	----------------	---	----	----

(関係写真) 見晴らし憩いの場のバリアフリー散策路の木道が一部破損している。



川遊び広場のバリアフリー散策路が一部破損している (2か所)。



事例 1-(3)-イ-(イ)-③

件名 危険箇所への対策が不十分なもの（吸い殻入れ）			
レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
えにお湖自然の森自然観察教育林	リフレッシュ対策実施通知において、山火事の防止及び環境美化の観点から、原則として、レク森内に吸い殻入れを設置しないこととされているが、森林に囲まれている展望所に吸い殻入れが設置されたままになっており、危険箇所への対策が不十分な状況がみられた。	石狩	恵庭市
<p>(関係写真)</p> <p>森林に囲まれている展望所等に吸い殻入れが設置されたままになっており、危険箇所への対策が不十分な状況がみられた。</p>			
			

事例 1-(3)-イ-③-i)

件名	利用者に対する情報提供が不十分なもの			
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
1	利根別自然休養林	当該レク森に、3つのコース（Aコース、Bコース、Cコース）が設定されているが、旧名称（樹木観察コース、水と緑と歴史をめぐるコース）の上に貼り付けた新名称のシールが老朽化により剥がれ、Aコース及びCコースの名称が旧名称のままとなり誤解を生じるおそれがある。	空知	岩見沢市

(関係写真) 案内板の文字が判読困難)

案内板

案内板 (拡大)



Aコース及びCコースの記載がない状況となっている。

2	えにお湖自然の森自然 観察教育林	当該レク森内の「緑のふるさと森林公園総合案内板」及び「いこいの森案内板」は、案内表示の文字のシールがずれて文字の判読が困難となっており、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた。	石狩	恵庭市
---	---------------------	--	----	-----

(関係写真) 緑のふるさと森林公園総合案内板 (文字の判読困難)
案内板 案内板 (拡大)



いこいの森案内板 (文字の判読困難)
案内板 案内板 (拡大)



3	国見山自然観察教育林	当該レク森の芽室側の駐車場に設置されている総合案内板には、コース間の距離及び所要時間が記載されておらず、散策のコースの設定の判断に必要な情報が提供されていない状態となっている。	十勝西部	十勝西部
---	------------	--	------	------

(関係写真)

案内板（コース間の距離及び所要時間が記載されていない状況）



案内板（拡大）



4	国見山自然観察教育林	<p>当該レク森内には、管理経営方針書の上では自然探勝路として一本で記載されているが、実際には尾根で分断されており、それぞれ音更側の駐車場からは国見山の散策、芽室側の駐車場からは保全の森及びトラックの森の果樹園の観察をすることができることになっている。</p> <p>両駐車場には、それぞれ総合案内板が設置されているものの、音更側駐車場の案内板には音更側のレク森情報のみ、芽室側駐車場には芽室側のレク森情報のみ表記され国見山全体としての案内がされておらず、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた。</p>	十勝西部	十勝西部
---	------------	--	------	------

(関係写真) 音更側の総合案内板 (芽室側の施設についての案内なし)



案内板 (拡大)



芽室側の総合案内板については、事例No.3 関係写真を参照

5	カムイコタン自然観察教育林	当該レク森には、バイオトイレが設置されているが、同地区内の案内板にはその設置位置が記載されておらず、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた。	十勝西部	十勝西部
---	---------------	--	------	------

(関係写真) トイレの位置が記載されていない案内板



設置されているバイオトイレ



6	茂辺地自然観察教育林	<p>遊歩道に交わる林道は、作業車以外一般車輛の通行が禁止され、通常は閉鎖・施錠されている。</p> <p>3か所の駐車場が設置されている総合案内板をみると、林道上に車の記号が付されており、一般車輛も通行できるような誤解を生じるおそれがあるものとなっている。</p>	檜山	檜山
---	------------	---	----	----

(関係写真)

案内板



案内板 (拡大)



7	インクラの滝風景林	<p>インクラの滝風景林の駐車場に設置されている案内板には、フィールドマップが表記されており、みどころである見晴らし台までの散策ルート、距離や経路がわからない状況がみられた。</p>	胆振東部	胆振東部
---	-----------	---	------	------

(関係写真)

インクラの滝の駐車場



フィールドマップが表記されていない案内板



事例 1-(3)-イ-③-ii)

件名 利用者に対する情報提供が不十分なもの（分岐点において誘導標識がない等）				
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
1	えにわ湖自然の森自然観察教育林	恵庭市が国有林を借受け設置した「緑のふるさと森林公園」において、i) 木の実園（ラズベリー）付近の遊歩道と脇道の分岐路、ii) 木の実園（ラズベリー）からいきがいセンターに向かう脇道の分岐路の2か所で誘導標識が設置されておらず、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた。	石狩	恵庭市

（関係写真）

木の実園（ラズベリー）付近の遊歩道と脇道の分岐路において誘導標識が未設置



木の実園（ラズベリー）からいきがいセンターに向かう脇道の分岐路において誘導標識が未設置



2	ポロト自然 休養林	i) 自転車道と浮き橋（ミズバショウ群生地の見学用）との分岐点、ii) 自転車道と木道（ミズバショウ群生地の見学用）との分岐点の2か所において、誘導標識が設置されておらず、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた。	胆振 東部	胆振東部
---	--------------	--	----------	------

(関係写真)

自転車道と浮き橋（ミズバショウ群生地の見学用）との分岐点において誘導標識が未設置



自転車道と木道（ミズバショウ群生地の見学用）との分岐点において誘導標識が未設置



3	茂辺地 自然観 察教育 林	茂辺地自然観察教育林において、i) スギ林コース（東屋付近）と林道と交わる箇所、ii) スギ林コース（見晴憩いの場付近）と林道と交わる箇所、iii) ドングリコース（スギ林コース付近）と林道と交わる箇所、iv) ドングリコース（川遊び広場付近）と林道と交わる箇所の計4か所において、誘導標識が設置されておらず、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた。	檜山	檜山
---	------------------------	---	----	----

(関係写真)

スギ林コース（東屋付近）と林道と交わる箇所において誘導標識が未設置



ドングリコース（スギ林コース付近）と林道と交わる箇所において誘導標識が未設置



スギ林コース（見晴憩いの場付近）と林道と交わる箇所において誘導標識が未設置



4	インクラの滝風景林	見晴らし台に向かう道と治水ダムに向かう道の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた。	胆振東部	胆振東部
---	-----------	---	------	------

(関係写真)

見晴らし台に向かう道と治水ダムに向かう道の分岐点において誘導標識が未設置



5	利根別自然 休養林	誘導標識が傾いたままで正しい方向を表示されておらず、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた（2か所）。	空知	岩見沢市
---	--------------	---	----	------

(関係写真) 破損又は傾いた案内板



6	茂辺地自然 観察教育林	1つの誘導標識が傾いたままで正しい方向を表示されておらず、利用者に対する情報提供が不十分な状況がみられた。（1か所）。	檜山	檜山
---	----------------	---	----	----

(関係写真) 破損又は傾いた案内板



事例 1-(3)-ウ-①

件名	老朽化した施設等が美観を損ねているもの			
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
1	利根別自然休養林	キャンプ場に設置されている3つのテーブル及び中央園地から東山の三叉路に向かうまでに設置されている案内板が壊れたまま放置されているもの	空知	岩見沢市

(関係写真) キャンプ場に設置されているテーブル (3か所)



現在使われていない案内板



2	利根別自然 休養林	見晴らしが丘付近に使用されずに錆びた まま放置されている防火用ドラム缶	空知	岩見沢市
---	--------------	--	----	------

(関係写真) 放置された防火用ドラム缶



3	利根別自然 休養林	駐車場から無料キャンプ場に向かう途中 に、設営禁止場所であるにもかかわらず放 置されているテント (テントに撤去要請の 文書を貼付ける措置を講じている。)	空知	岩見沢市
---	--------------	--	----	------

(関係写真) 放置されたテント

撤去要請の文書



(注) 平成 26 年 12 月 1 日現在、撤去済み

4	嵐山・神居 自然休養林	旭川市国際交流の森付近に放置されてい る破損したテーブル	上川中部	上川中部
---	----------------	---------------------------------	------	------

(関係写真) 旭川市国際交流の森付近の破損したテーブル



5	ニセコ・神 仙沼自然休 養林	立入禁止のまま放置されている展望台散 策路入口の休憩所	後志	後志
(関係写真) 立入禁止となっている展望台散策路入口の休憩所				
				
* 北海道森林管理局は、当該休憩所について来年度に取り壊すことを計画しているとしている。				
6	恵山自然休 養林	お休みの丘付近に壊れたまま放置されて いる焼却炉	檜山	檜山
(関係写真) お休みの丘付近に放置された焼却炉				
				
7	国見山自然 観察教育林	展望所に設置されているベンチが壊れた まま放置されているもの	十勝西部	十勝西部
(関係写真) 展望所に設置されているベンチ				
				

8	茂辺地自然 観察教育林	どんぐりコースに設置されているベンチ 2つ及びみんなの森に設置されているベン チ1つが壊れたまま放置されているもの	檜山	檜山
---	----------------	---	----	----

(関係写真)

どんぐりコースに設置されているベンチ (2つ)



みんなの森に設置されているベンチ (1つ)



9	インクラの 滝風景林	見晴らし台に手摺りとして使用済みの丸 太、使用済みの林道ゲートが放置されてい るもの	胆振東部	白老町
---	---------------	--	------	-----

(関係写真) 放置された丸太、使用済み林道ゲート



10	上川浮島風景林	支柱が折れ曲がり屋根の一部が大きく下に傾いている東屋が放置されているもの	上川中部	上川中部
<p>(関係写真) 放置された東屋</p> 				

事例 1-(3)-エ

件名		需要動向の変化や利用者のニーズに応じた施設整備がされていない事例		
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名	管理者
1	えにお湖自然の森自然観察教育林	緑のふるさと自然公園のふれあいセンターは、体験教室等の会場に利用される研修施設で、主に小中学校の児童生徒やお年寄りを対象として利用されている施設であるが、同センターに設置されているトイレは和式便所となっており、児童やお年寄りにとって利用しにくい状況となっている。	石狩	恵庭市
(関係写真) ふれあいセンターの外観及びトイレ (和式便所)				
				
2	恵山自然休養林	市町村設置の便所に身障者用トイレも設置されているが、i) その建物の入口に段差があるほか、引き戸ではなく開き戸になっていること、ii) 駐車場から便所までの通路が急勾配となっていることから、身障者が単独で使用する事が困難となっている。	檜山	函館市
(関係写真)				
<p>駐車場</p> 		<p>駐車場から便所までの通路が急勾配</p> 		

トイレの外観



建物の入口に段差あり（5.5 センチ）、また、引き戸ではなく開き戸（出入り口の幅 65 センチ）となっている。



事例 1-(3)-エ-③

件名	需要動向の変化や利用者のニーズに応じた施設整備がされていない事例（小樽海岸赤岩）		
森林管理署名	石狩森林管理署	関係レクリエーションの森（種類）	小樽海岸赤岩（風景林）
施設等の概要			
施設名	遊歩道、便所、駐車場	所在地	小樽市
施設概要規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道：幅 2.0m、延長 4,012m ・便所：木造平屋建 1棟 20 m² 0.01 ha ・駐車場：砂利敷 1か所 0.08 ha 	管理者	後志総合振興局
事例内容の説明			
<p>○ 平成 6 年更新時の管理経営方針書の内容</p> <p><レクリエーションの森の特徴></p> <p>ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園に所在し、日本海沿岸の断崖絶壁、奇岩と紺碧の海が絶景である。</p> <p>この風景林は、海岸線に沿って帯状に所在し、海を中心とした観光、自然探勝、釣り、海水浴、避暑、キャンプ場等休養の場として広く利用されている。また、赤岩海岸の絶壁はロッククライミングの格好の場として多くのファンに利用されている。</p> <p>稜線に沿って遊歩道が整備されており、ハイキング等に利用されている。</p> <p><レクリエーション需要の動向></p> <p>平成 3 年度の利用者は約 2 万人であるが、近年この遊歩道からの海岸景観が人気を呼んでおり、今後、自然探勝を兼ねたハイカーでますます賑わいをみせるものと考えられる。</p> <p>○ 実態</p> <p>当該レクリエーションの森の祝津側には従来は山越えの道路を通っていたが、平成 2 年に海岸側のトンネル・道路が開通したほか、手軽に登れて紺碧の海の絶景が見られるとしてマスコミに取り上げられたことから、観光客が増加している状況である。しかし、祝津側の入口には駐車場が整備されていないほか、既設の駐車場も 10 台程度のスペースで、トイレもオタモイ海岸側の小樽市設置のものに比べて衛生面などで使いづらいものとなっており、今後の整備が必要と考えられる。</p>			

(関係写真)

赤岩の駐車場



赤岩のトイレ (外観)



赤岩のトイレ



祝津側の入口 (駐車場なし)



事例 1-(3)-エ-④

件名	需要動向の変化や利用者のニーズに応じた施設整備がされていない事例（積丹・古平海岸）		
森林管理署名	石狩森林管理署	関係レクリエーションの森（種類）	積丹・古平海岸＜神威岬地区、島武意岬地区＞（風景林）
施設等の概要			
施設名	遊歩道、便所、駐車場	所在地	積丹町
施設概要規模等	<p>（神威岬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岬探勝路：幅 2.0m、延長 426m 幅 2.0m、延長 105m 幅 0.75m、延長 232m 幅 0.75m～3.0m、延長 466m ・展望施設インターロッキング：2か所、411㎡ 四阿 23㎡ ・休憩広場インターロッキング：2か所、221㎡ ・路ぼう広場インターロッキング：1か所、73㎡ ・散策路：幅 1.5m、延長 514m ・ウォーキングボード（木造手摺りつき）： 幅 1.5m、延長 268m <p>（島武意岬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望台 1基 ・島武意遊歩道：幅 1.5m、延長 600m ・遊歩道：幅 1.5m、延長 1,300m ・展望園地：0.08 ha ・公衆便所：1棟 ・休憩所：1棟 	管理者	後志総合振興局
事例内容の説明			
<p>○ 平成6年更新時の管理経営方針書の内容</p> <p>＜交通条件＞</p> <p>積丹半島周遊国道 229 号線が平成7年度に開通の予定となっている。</p> <p>＜レクリエーション需要の動向＞</p> <p>年間 60 万人（平成4年）の利用者であるが、周遊国道の開通で利用者が増加するものと思われる。</p>			

○ 実態

積丹半島周遊国道 229 号線が平成 7 年度に開通したことにより観光客が大幅に増加し、近年では外国からの観光客も急増して、神威岬や島武意岬の駐車場には乗用車や大型観光バスが多数駐車している。このような状況にかかわらず、トイレは国又は北海道が設置したものが 1 か所ずつしかない上、トイレの入口に段差があるほか、洋式トイレは神威岬に一つのみと、多数訪れる子供や高齢者等にとって使いづらいものとなっており、今後の整備が必要と考えられる。

なお、北海道の資料「観光入込客数」によると、積丹町の入込総数が、平成 4 年度の 76.5 万人に対して平成 25 年度は 97.3 万人と約 20 万人増加している。

(関係写真)

神威岬のトイレ



神威岬のトイレの段差



島武意岬のトイレの段差



2 レクリエーションの森の安全性・利便性の確保

通 知	説明図表番号
<p>レクリエーションの森は、安全対策指針において、利用者の多様な活動を踏まえ、利用者が安全で安心して活動できるよう、地域の実情に応じて、安全に関する情報提供、事故防止措置、事故処理措置等を講じていくものとされている。</p>	表 2
<p>(1) 緊急時対応</p>	
<p>レクリエーションの森の多くは、市街地から離れた遠隔地にあり、救急隊の到着や医療の提供までに時間を要することから、レクリエーションの森内での緊急時の初動対応が重要と考えられる。</p>	
<p>ア 緊急時連絡体制の整備</p>	
<p>安全対策指針において、森林管理署等及び地域関係者は、連携して、緊急時の連携体制・サポート体制の整備を行うとともに、初動対応等を内容とするマニュアルを策定することとされており、森林管理署等を始め、地域関係者が相互に連携して緊急時の対応に当たり、迅速かつ確実な事故対応をすることが求められているところである。</p>	表 2
<p>また、平成 17 年の管理経営方針書作成要領の改定においても、「管理経営の基本方針」に盛り込む事項として「安全対策に関する基本方針」が追加され、関係者と連携・協力して安全に関する情報提供、事故防止等に努める旨を当該事項に記すよう求められている。</p>	表 2-(1)-ア
<p>今回、21 か所のレクリエーションの森における緊急時連絡体制の整備状況等を調査した結果、次のようなものがみられた。</p>	
<p>① 各森林管理署等には管轄区域全体の緊急時対応マニュアル及び緊急連絡網が作成されているものの、レクリエーションの森ごとには作成されておらず、調査対象としたレクリエーションの森の管理棟内に掲示されている連絡網をみると、緊急時の連絡体制に森林管理署が組み込まれておらず、施設設置・管理者のみが対応することになっているもの（利根別自然休養林、ポロト自然休養林、えにわ湖自然の森自然観察教育林）</p>	事例 2-(1)-ア-①
<p>② 安全対策指針では、現場における情報等の具体例として、ケガ人や災害の発生等緊急時の連絡先が挙げられているほか、レクリエーションの森の中には、地元市町村外や北海道外から訪れる人が多いところもあり、正しく連絡先が表示されていることが必要と考えられるが、次のようなものがみられた。</p>	
<p>i) 面積の広いレクリエーションの森内において、標識類に全く連絡先が記載されていない、連絡先に市外局番が付されていない等、連絡先の表示に不備があるもの（利根別自然休養林、え</p>	事例 2-(1)-ア-②-i)

<p>にわ湖自然の森自然観察教育林)</p> <p>ii) 管理官署名が変更されているにもかかわらず従来の官署名が案内板等に記載されており、正しい連絡先が記載されていないもの(恵山自然休養林、えにわ湖自然の森自然観察教育林)</p> <p>イ 通報位置の特定できる表示</p> <p>レクリエーションの森内で利用者が負傷等により救護が必要となり、携帯電話で管理棟、消防署、関係者等に連絡を行うとき、仮に携帯電話が通じる場合であっても、面積が広く周囲が森林に囲まれて特に目標物がない場合には、通報者が現在地を特定できないおそれがある。</p> <p>このことから、今回、調査対象としたレクリエーションの森において、通報者が緊急時に連絡を行う際に通報位置が特定できるかどうか確認したところ、面積が広く周囲が森林に囲まれて特に目標物がないレクリエーションの森のほとんどは通報位置を特定できる措置を講じていない状況となっていた。</p> <p>一方、利根別自然休養林では、遊歩道の標識に番号プレートを付すとともに、同じ番号が空知森林管理署作成の「利根別自然休養林ガイドマップ」及び岩見沢市作成の「利根別原生林ウォーキングマップ」に付されており、これらを照合することにより、通報者の位置が特定されるものとなっている例がみられた。</p> <p>したがって、北海道森林管理局は、レクリエーションの森内で利用者が負傷等により救護が必要となった場合等の緊急時初動対応を迅速にし、緊急時の対応の充実を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 地域関係者と連携した上で、森林管理署等を含めた緊急連絡網の作成や、レクリエーションの森ごとの緊急時の対応マニュアルの作成等により、緊急連絡体制を確立すること。</p> <p>② 標識類に緊急時の連絡先に関する情報を正しく表示すること。</p> <p>③ 利用者が多く、携帯電話の通話範囲にあるレクリエーションの森(例えば、ポロト自然休養林、えにわ湖自然の森自然観察教育林、国見山自然観察教育林)については、利根別自然休養林の例を参考の上、地域関係者と連携し、通報位置が特定できるような方策を推進すること。</p>	<p>事例2-(1)-ア-②-ii)</p> <p>事例2-(1)-イ</p>
--	---

<p>ウ AED の設置</p> <p>緊急時対応の一環として、近年、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適正配置に関心が高まっている。レクリエーションの森の多くは、市街地から離れた遠隔地にあり、「AED の適正配置に関するガイドライン」（平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団。以下「ガイドライン」という。）によると、AED の設置が推奨される施設として、①スポーツ関連施設、②多数集客施設、③その他（島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域などの、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所）等が挙げられており、レクリエーションの森も AED の設置が推奨される施設と考えられる。</p> <p>しかし、今回調査対象としたレクリエーションの森の多くでは、管理人等が常駐している管理棟がないこともあって、AED が設置されていない一方、えにお湖自然の森自然観察教育林のように、管理棟に AED を設置しその配置場所を建物の外に表示している例がみられた。</p> <p>また、ガイドラインでは、施設案内図への AED 配置図の表示等も求めており、調査対象としたレクリエーションの森ではみられないが、札幌市の総合公園前田森林公園において、リーフレットに載せている案内図に、AED 設置箇所を図示している例がみられた。</p> <p>このほか、レクリエーションの森（利根別自然休養林）の地域外ではあるが、当該レクリエーションの森をウォーキングエリアとして利用している岩見沢市が設置している施設（ウォーキングセンター）に AED を設置して当該レクリエーションの森の利用者が使用できるような状況となっている例もみられた。</p> <p>したがって、北海道森林管理局は、レクリエーションの森において、利用者の安全性の確保を推進する観点から、地域関係者と連携した上で、次のような措置を講ずることが望まれる。</p> <p>① 管理人等が常駐している管理棟などが設置されたレクリエーションの森（例えば、ポロト自然休養林）において、AED の設置を推進すること。</p> <p>② レクリエーションの森のガイドマップ等に AED の設置場所の表示を推進すること。</p> <p>③ レクリエーションの森に近接した場所に地方公共団体が AED を設置しているケースを把握した上で、レクリエーションの森でも使用できるような方策を推進すること。</p>	<p>表 2-(1)-ウ</p> <p>事例 2-(1)-ウ</p> <p>事例 2-(1)-ウ</p>
---	--

<p>(2) ホームページによる情報提供等</p> <p>レクリエーションの森が、国民に広く効果的に利用されるためには、実際に利用する前に利用に関する情報を、誰もが簡単に入手できる方法で、広く提供する必要がある。</p> <p>リフレッシュ対策実施通知の別添6「レクリエーションの森」のソフト対策指針」においては、レクリエーションの森の利用に関する提供情報項目の事例として、「アクセス及び駐車場」に関し「交通規制、通行上の留意事項等」を掲載することとされている。</p> <p>また、安全対策指針では、森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、レクリエーションの森の利用者に対して、転落・滑落、落石等の危険に関する情報、利用を禁止している施設に関する情報、その他安全に関する情報等を事前にホームページ上において、できる限り幅広く提供する旨定められている。</p> <p>このような情報は、インターネットの人口普及率が80%を超え、インターネットを利用した情報検索が一般化していること（総務省の「平成25年度通信利用動向調査」）から、現地に行く前にホームページで確認することが多いと考えられる。特に、施設の閉鎖・使用不能の情報や危険情報は迅速かつ正確に周知させる必要があり、さらに、レクリエーションの森までのアクセス方法については、公共交通機関及び車を利用した場合には、特にホームページの情報を頼りとするのが大きいことから、正確性が求められる。</p>	<p>表2-(2)-①</p>
<p>しかし、今回21か所のレクリエーションの森のホームページによる、情報提供の状況を調査した結果、次のようなものがみられた。</p> <p>① 遊歩道が崩落により通行できない状況となっていることについて、現地では看板等で注意喚起されているが、ホームページ上では周知されていないもの（利根別自然休養林）</p> <p>② 施設の大部分が、長期間、閉鎖又は使用できない状況であるにもかかわらず、ホームページ上で周知されていないもの（ポロピナイ風致探勝林、桂沢湖風致探勝林）</p> <p>③ 市町村のホームページにおいて施設の閉鎖・使用不能の情報や危険情報等が掲載されているが、森林管理局のホームページ上には、掲載されていないもの（利根別自然休養林、恵山自然休養林、豊平峡ダム自然観察教育林、インクラの滝風景林、上川浮島風景林）</p> <p>④ レクリエーションの森入口へ車でアクセスする方法がホームページ上で案内されているが、レクリエーションの森区域外に誘導されることになり、利用者に誤解を与える記載となっているもの（小樽海岸赤岩風景林）</p>	<p>事例2-(2)-①</p> <p>事例2-(2)-②</p> <p>事例2-(2)-③</p> <p>事例2-(2)-④</p>

このような事例が発生している原因として森林管理局では、ホームページを操作できる人が数人に限定されており、迅速に更新する余裕がないこととしている。

このほか、次のようなことも考えられる。

- ① ホームページ上に危険情報として何を掲載するかの基準等が明らかになっていないこと。

また、アクセス方法の説明が正確なものかどうかの点検が不十分なこと。

- ② 施設の閉鎖・使用不能の情報や危険情報等を有している地域関係者と森林管理局との情報の共有が行われていないこと。

したがって、北海道森林管理局は、ホームページにおけるレクリエーションの森情報の迅速かつ正確な提供を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 施設の閉鎖・使用不能の情報や危険情報等迅速な提供が求められる情報について、ホームページの掲載事項等を明確にした上、森林管理局におけるホームページの操作に係る要員の養成を図ることなどにより、速やかにホームページの更新を行うこと。

また、レクリエーションの森へのアクセス方法については、現在掲載している情報が正確なものかどうか点検を行うこと。

- ② 施設の閉鎖・使用不能の情報や危険情報等を地域関係者と情報共有できるよう連携を図るとともに、当該地域関係者のホームページへのリンクを設定すること。

表2 「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について（平成17年4月25日付け17林国業第13号。最終改正：平成24年12月28日付け24林国管第112号）・別添5「レクリエーションの森」における安全対策指針（抜粋）

第1 趣旨

優れた森林空間を提供する「レクリエーションの森」において、利用者の多様な体験活動を念頭におき、安全で安心して活動できるよう、地域の実情に応じて、安全に関する情報提供、事故防止措置、事故処理措置、補償措置等について、関係者が協働して安全管理に関する措置を講じていくものとする。

第2 安全対策に係る情報提供

1 危険等を認識させるための情報の収集・把握等

森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）は、地元自治体、協議会等関係機関及び団体等（以下「地域関係者」という。）と協力して、次の事項を内容とする情報の収集・把握を行い、2の方法により情報提供を行うものとする。

- (1) 利用施設外への立入に起因する危険に関する情報
- (2) 年齢や体力等に応じた施設の利用に関する情報
- (3) 転落・滑落、落石等の危険に関する情報
- (4) 利用時期を踏まえた特異な気候や気象に関する情報
- (5) 危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報
- (6) 利用を禁止している施設に関する情報
- (7) ケガ人や災害の発生等緊急時の連絡先に関する情報
- (8) その他安全に関する情報

2 情報の提供方法

森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、「レクリエーションの森」で体験活動を行おうとする利用者に対し、上記1を内容とする情報を提供するものとする。

情報の提供に当たっては、次の(1)及び(2)を参考に効果的な方法を選択するものとする。

(1) 現地における情報提供等

- ア 標識類による表示・侵入防止ロープ等の設置
- イ チラシ等紙媒体の配布
- ウ インストラクター・サポーター等による直接的な伝達
- エ その他現地の状況に応じた必要な措置

(2) 事前の情報提供

次の事項に留意して、実態に応じて、できる限り幅広い情報提供に努めるものとする。

- ア 森林管理局・森林管理署等のホームページ・広報誌の活用
- イ 地元自治体のホームページ・広報誌等の活用
- ウ 関連機関・団体等のホームページ・情報誌等の活用
- エ その他有効な情報提供手段の活用

第4 事故処理措置

森林管理署等及び地域関係者は、連携して、別紙4「緊急時連絡体制・サポート体制の仕組図」を参考に緊急時の連絡体制・サポート体制の整備を行うものとする。

また、当該「レクリエーションの森」において地元自治体や事業者等多数の地域関係者が関与している場合等については、森林管理署等及び地域関係者が連携し一体となった緊急時の対応ができるよう、別紙5「緊急時の対応マニュアルの作成について」を参考に、緊急時連絡体制や初動対応等を内容とするマニュアルを策定するなどの取組に努めるものとする。

別紙5「緊急時の対応マニュアルの作成について」〈抜粋〉

(作成例)

(4) 「第3 緊急時の対応」について

(3)で作成する緊急時連絡体制に沿って、第1報から事故現地での救援活動、搬送に至る過程において留意すべき事項について記載するものとする。

事故発生直後の初動が迅速となるよう、付2「事故発生速報(記載例)」を参考に、必要な情報が確実に伝達されるよう工夫するものとする。

また、森林管理署等は、事故発生時、消防署や警察署等と連携して事故者の救助等初動に関する対応を行うとともに、現地の状況に応じて事故発生現場付近の立入規制による事故の再発防止措置及び現状の保存・記録等必要な措置を講じる

(注) 下線は当局が付した。

表2 - (1) - ア 「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号。最終改正:平成24年12月28日付け24林国管第112号)、別添1「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」〈抜粋〉

3 記載事項

管理経営方針書の記載事項は、次のとおりとする。

(2) 管理経営の基本方針

- ア レクリエーション利用の目標
- イ 新たな利用区分に関する基本方針
- ウ 施設の整備・維持管理の基本方針
- エ 森林の景観対策等の基本方針
- オ 安全対策に関する基本方針
- カ 受益者負担の収受及び活用に関する基本方針
- キ ソフト対策に関する基本方針
- ク 整備・管理体制に関する基本方針

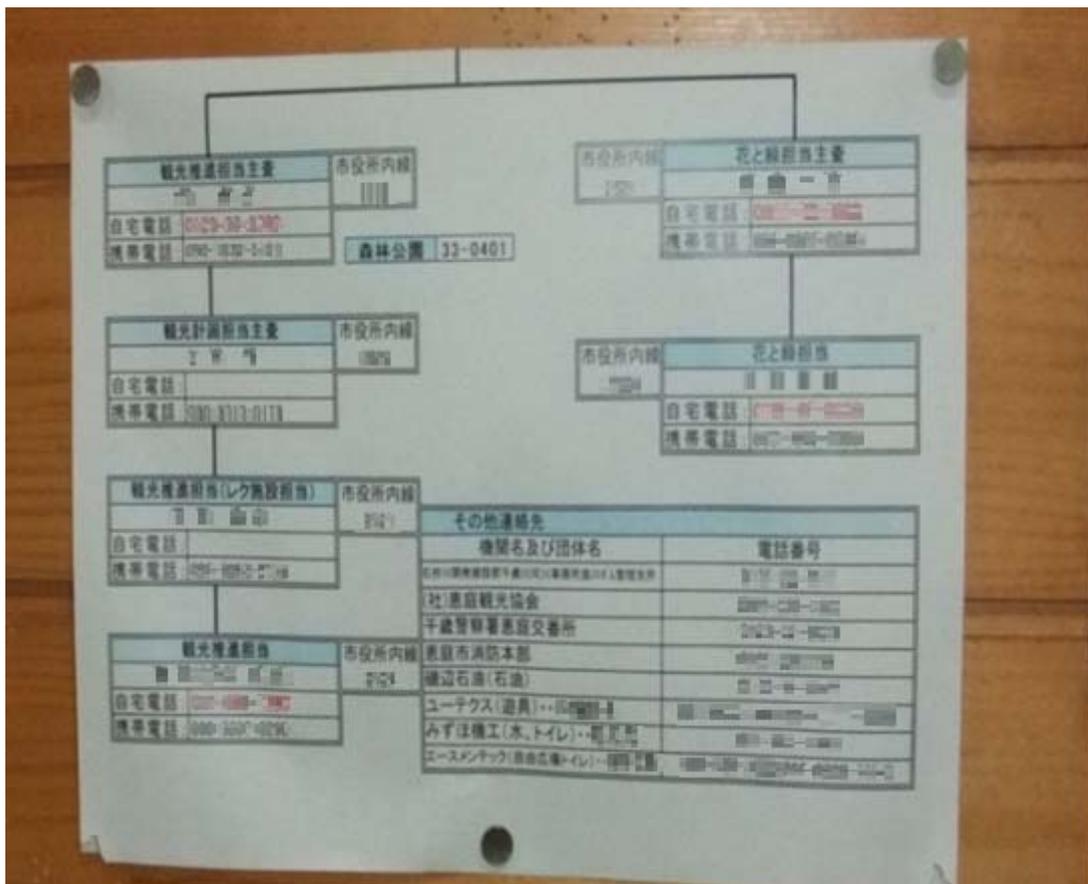
(注) 下線は当局が付した。

事例 2-(1)-ア-①

件名 緊急時連絡体制の整備（緊急連絡網）			
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名
1	利根別自然休養林	空知森林管理署には管轄区域全体の緊急時対応マニュアル及び緊急連絡網が作成されているものの、利根別自然休養林単体では作成されていない。	空知
2	ポロト自然休養林	胆振東部森林管理署には管轄区域全体の緊急時対応マニュアル及び緊急連絡網が作成されているものの、ポロト自然休養林単体では作成されていない。	胆振東部
3	えにわ湖自然の森自然観察教育林	緊急時の連絡体制に石狩森林管理署が組み込まれておらず、施設設置・管理者のみの連絡網となっている。	石狩

（関係写真）

施設設置・管理者の恵庭市役所のみ組み込まれた緊急連絡網となっており、えにわ湖自然の森自然観察教育林の所有者である石狩森林管理署が含まれていない。



事例 2-(1)-ア-②-i)

件名 緊急時連絡体制の整備 (連絡表示に不備があるもの)			
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名
1	利根別自然休養林	安全対策指針において、ケガ人や災害の発生等緊急時の連絡先に関する情報を標識類で情報提供するものとされている。しかし、面積の広い利根別自然休養林内には、連絡先が記載されていない標識類がみられた。	空知

(関係写真) 緊急時の連絡先の記載がない標識



2	えにわ湖自然の森 自然観察教育林	安全対策指針において、ケガ人や災害の発生等緊急時の連絡先に関する情報を標識類で情報提供するものとされている。しかし、面積の広いえにわ湖自然の森自然観察教育林内には、連絡先が記載されていないもの及び緊急時連絡先に市外局番が付されていない標識類がみられた。	石狩
---	---------------------	--	----

(関係写真)

連絡先表示はあるが、市外局番が付されていない標識



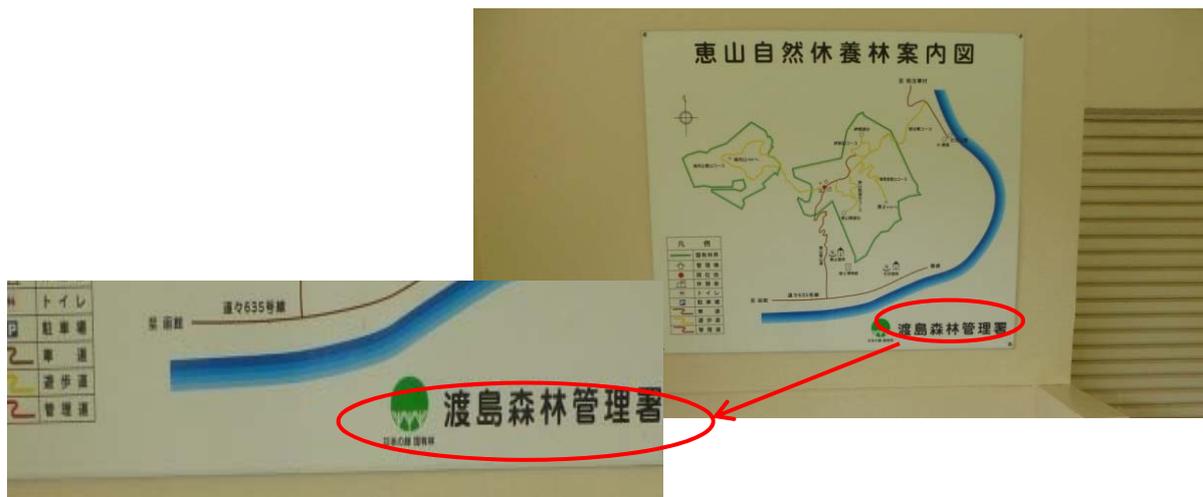
緊急時連絡先表示がないもの



事例 2-(1)-ア-②-ii)

件名	緊急時連絡体制の整備（正しい連絡先が記載されていないもの）		
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名
1	恵山自然休養林	管理官署名が変更されているにもかかわらず従来の管理官署である「渡島森林管理署」の名前が記載されたままの案内板がみられた。	檜山

(関係写真)



2	えにわ湖自然の森自然観察教育林	管理官署名が変更されているにもかかわらず従来の管理官署である「恵庭営林署」の名前が記載されたままの案内板がみられた。	石狩
---	-----------------	--	----

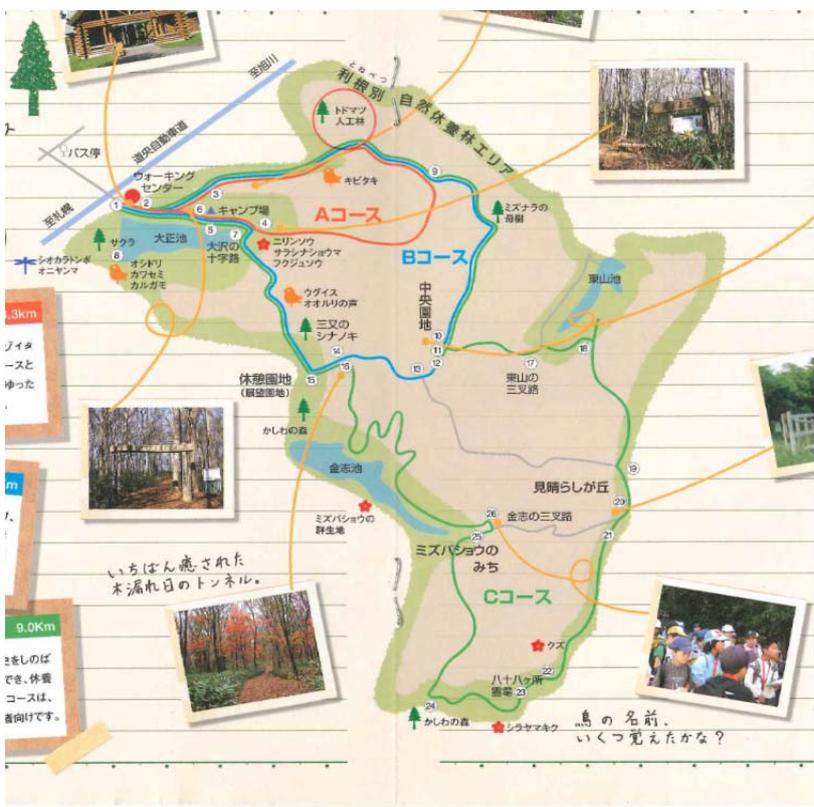
(関係写真)



事例2-(1)-イ

件名	通報位置の特定できる表示	
レクリエーションの森の名称	事例の概要	
利根別自然休養林	<p>利根別自然休養林内の遊歩道の標識に番号プレートを付すとともに、同じ番号が空知森林管理署作成の「利根別自然休養林ガイドマップ」及び岩見沢市作成の「利根別原生林ウォーキングマップ」に付されており、これらを照合することにより、119番通報等の際の通報者の位置特定に役立つ取組みを行っている例がみられた。</p>	空知 森林管理署名

(関係写真) 利根別自然休養林ガイドマップ



利根別自然休養林内の遊歩道の標識



表2 - (1) - ウ AEDの適正配置に関するガイドライン〈抜粋〉

2. AED設置が求められる施設

(3) AED設置施設の具体例

上記の議論を踏まえて以下にAEDの設置が推奨される施設、および有益と考えられる施設の具体例を示す。

[AEDの設置が推奨される施設(例)]

- ① 駅・空港
- ② 旅客機、長距離列車・長距離旅客船の長距離輸送機関
- ③ スポーツジムおよびスポーツ関連施設
- ④ デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設
- ⑤ 多数集客施設
- ⑥ 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設
- ⑦ 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設
- ⑧ 高齢者のための介護・福祉施設
- ⑨ 学校(小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等)
- ⑩ 会社、工場、作業場
- ⑪ 遊興施設
- ⑫ 大規模なホテル・コンベンション
- ⑬ その他
 - ⑬-1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス
 - ⑬-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域などでは、救急隊や医療の提供までに時間を要するため、AEDの設置が求められる。

3. AEDの施設内での配置方法

- (1) 略
- (2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。
- (3) 略
- (4) 可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。
- (5) 略

表3:AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと

1. 2. 3. 4. 略
5. AED配置場所の周知(施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等)
6. 略

(注) 下線は当局が付した。

事例 2-(1)-ウ

件名		AED の設置状況	
No.	レクリエーションの森名	事例の概要	森林管理署名
1	えにお湖自然の森自然観察教育林	えにお湖自然の森内の管理棟に AED を設置し、その配置場所を建物の外に AED を設置している旨の表示がみられた。	石狩
<p>(関係写真)</p> <p>管理棟の外に AED を設置している旨の表示</p>  <p>管理棟内に設置された AED</p> 			
2	利根別自然休養林	レクリエーションの森（利根別自然休養林）の地域外ではあるが、当該レクリエーションの森をウォーキングエリアとして利用している岩見沢市が設置している施設（ウォーキングセンター）に AED を設置し、当該レクリエーションの森の利用者が使用できる体制を整えている。また、建物の外に AED を設置している旨の表示がみられた。	空知
<p>(関係写真)</p> <p>利根別ウォーキングセンター</p>  <p>建物入口に AED を設置している旨の表示あり</p> 			

(参考) 施設案内図への AED 配置場所の周知については、レク森ではないが、札幌市所有の総合公園前田森林公園において、リーフレット内の案内図に、公園内の AED 設置箇所を表示している例 (総合公園前田森林公園)

総合公園 前田森林公園

■公園名称 前田森林公園
 ■公園種別 総合公園
 ■公園面積 59.7ha

施設内容

- カナル 全長600m、幅15m、水深30cm
- ボプラ並木 4列、241本
- 森の形態 ふるさとの森、つどいの森、記念樹の森、野鳥の森(植栽樹種約60種類、約7,300本)
- 花木園 秋に咲く花を中心に植栽(植栽樹8種類、約4,000本)
- 運動施設 野球場2面(軟式野球、ソフトボール兼用)
球技場1面(サッカー、ラグビー兼用)
- 芝生広場 3.0ha(約20,000の雨水貯留池と兼用)
- 修景施設 サンクガーデン1.0ha
展望ラウンジ
2階 レストラン(軽食)
大パーゴラ(全長320m、高さ4.0m、フジ36株)
噴水池(広さ700㎡、水深30cm)
盤泉(高さ5m、全長97m、滝52m)
- 管理施設 駐車場3ヵ所 1073台収容うち車椅子使用者用13台
管理事務所1棟、休憩舎1棟、
トイレ11棟(身障者トイレ7ヵ所)
- 主な植栽 ハマナス5,800株
樹木(高木17,000本、低木33,000本)
記念樹(高木17,300本、低木3,000本)
合計70,300本

圧倒的なスケール!! 緑、青空、山、空気が美しく調和

前田森林公園は、ふるさとの森、つどいの森、記念樹の森、野鳥の森など、公園の半分を占める「森」をはじめ、緑と自然豊かな森です。また、西洋の城のような展望ラウンジから眺めるパノラマは、両側に240本のボプラが立ち並び約600mのカナル(運河)と圧倒的な存在感を持って迫る手稲山、幾何学模様の庭園など、異国にいるかのような錯覚を与えてくれます。

園内には、パークゴルフ場や野球場といった運動施設、バーベキュー広場や広い芝生などもあり、子どもから大人まで幅広く一日中楽しむことができるレクリエーションの場として、ご利用いただいています。

表 2 - (2) - ① 「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」(平成 17 年 4 月 25 日付け 17 林国業第 13 号。最終改正：平成 24 年 12 月 28 日付け 24 林国管第 112 号)・別添 6 「レクリエーションの森」におけるソフト対策指針〈抜粋〉

第 4 情報の提供

1 パンフレット等による情報提供

「レクリエーションの森」の利用に関する情報提供は、多様な利用者ニーズにきめ細かく対応することとして、原則として「レクリエーションの森」ごとに別紙 3 の事例を参考にパンフレットやガイドブック等の作成に努めるとともにホームページの開設についても検討するものとする。

別紙 3 「レクリエーションの森」の利用に関する提供情報項目の事例

3 アクセス及び駐車場

- ・ 公共交通機関及び車を利用した場合の中核都市等からのルート、距離、所要時間等を必要に応じて案内図を添付して説明
- ・ 交通規制、通行上の留意事項等があれば併せて掲載
- ・ 駐車場の駐車可能台数、利用料金等を明示

(注) 下線は当局が付した。

事例 2-(2)-②

件名	ホームページによる情報提供等（施設閉鎖）		
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名
1	ポロピナイ風致探勝林	ポロピナイ風致探勝林の施設である温泉が、長時間閉鎖又は使用できない状況にもかかわらず、北海道森林管理局のホームページ上で周知していないという状況がみられた。	石狩

（関係写真）

北海道森林管理局のホームページ上のポロピナイ風致探勝林のページには、現在も温泉を示すピクトグラムが記載されたままであり、長時間閉鎖又は使用できない旨の記載はない。



2	桂沢湖風致探勝林	桂沢湖風致探勝林内の展望台、売店及び野営場等が長期間閉鎖又は使用できない状況にもかかわらず、北海道森林管理局のホームページ上では、野営場が閉鎖していることのみしか周知していないという状況がみられた。	空知
---	----------	---	----

（関係写真）



※ 現在、桂沢野営場については、大雨影響により土砂崩れ等の危険があるため閉鎖しています。

閉鎖された展望台



閉鎖された売店



事例 2-(2)-③

ホームページによる情報提供等（地域関係者ホームページ）			
件名	ホームページによる情報提供等（地域関係者ホームページ）		
No.	レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名
1	利根別自然休養林	岩見沢市のホームページにおいて、「大正池は現在、堤体工事中のため、落水しています。」と記載されているが、北海道森林管理局のホームページにはその旨の記載がなく周知されていない状況がみられた。	空知
2	恵山自然休養林	函館市のホームページにおいて、「恵山は活火山です。火口付近は、火山ガスを含む噴気が出ています。むやみに近寄らないようにしてください。御嶽山と同様、突然噴火する可能性は否定できません。十分ご注意ください。」「ヒグマに遭遇しないように次のことを注意してください。」と記載されているが、北海道森林管理局のホームページにはその旨の記載がなく周知されていない状況がみられた。	檜山
3	豊平峡ダム自然観察教育林	札幌市のホームページにおいて、「豊平峡ダムハイキングコース廃止（平成 17 年 10 月）」との記載が有るが、北海道森林管理局のホームページにはその旨の記載がなく周知されていない状況がみられた。	石狩
4	インクラの滝風景林	白老町のホームページにおいて、「平成 26 年 7 月 8 日発生地震にともなう崩落により、立入りを禁止していた見晴台について、復旧し、立入禁止が解除されたのでお知らせいたします。」との記載が有るが、北海道森林管理局のホームページにはその旨の記載がなく周知されていない状況がみられた。	胆振東部
5	上川浮島風景林	上川町のホームページにおいて、「平成 26 年 8 月 6 日大雨の影響により、遊歩道が危険な状態となっておりますので、通行する際は、気をつけて下さい。」と記載されているが、北海道森林管理局のホームページにはその旨の記載がなく周知されていない状況がみられた。	上川中部

事例 2-(2)-④

件名	ホームページによる情報提供等（アクセス方法）	
レクリエーションの森の名称	事例の概要	森林管理署名
小樽海岸赤岩風景林	レクリエーションの森入口へ車でアクセスする方法がホームページ上で案内されているが、レクリエーションの森区域外に誘導しており、利用者に誤解を与える記載となっている状況がみられた。	石狩
<p>(関係写真)</p> <p>本来であれば、小樽海岸自然探勝路遊歩道につながる駐車場に誘導すべきであり、例えば「JR小樽駅より車で、おたる水族館方面（道々454号線）へ進み、高島3丁目の交差点を左折し、赤岩2丁目の交差点を右折後、約1.4kmで小樽海岸自然探勝路遊歩道につながる駐車場に到着。」と案内すべきである。</p> <div data-bbox="209 853 1465 1675">  <p>小樽海岸赤岩風景林の地図</p> <p>交通のご案内</p> <p>★住所 北海道小樽市蘭越、同忍路、同オタモイ、同赤岩、余市郡余市町 <small>西小樽駅より小樽海岸自然探勝路入口</small></p> <p>★アクセス JR小樽駅より車で、国道5号線を余市方面へ進み「オタモイ交差点」を右折し、「市営オタモイ住宅」を過ぎて二つ目の踏切を左折してオタモイ海岸方向へ進み、小樽海岸自然探勝路入口まで約6Km、15分。</p> </div>		